

芦北町こども計画 素案

令和7年3月

熊本県 芦北町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制と方法	6
第2章 芦北町の現状	7
1 人口・世帯の状況	8
2 こどもと家庭の状況	10
3 こどもの出生、婚姻および就労の状況	11
4 アンケート調査結果の概要	15
5 芦北町のこどもや子育てを取り巻く課題	44
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	52
2 施策の体系	53
第4章 施策の展開	54
基本目標1 こどもも権利の主体であることを地域全体で共有する	55
基本目標2 すべてのこどもや子育て世代を支援する	57
基本目標3 こどもの健全な成長・学び・自立を支援する	63
1. 妊娠期から乳幼児期まで	63
2. 学童期から思春期まで	70
3. 子育て世代	77
基本目標4 こどもや子育て世代が幸せに暮らすことができる地域をつくる	80
第5章 子ども・子育て支援事業計画	85
1 教育・保育の提供区域の設定	86
2 量の見込みの算定について	87
3 子ども・子育て支援給付	88
4 地域子ども・子育て支援事業等	93
第6章 計画の推進体制	104
1 計画の推進に向けた役割	105
2 計画の達成状況の点検・評価	106
資料編	107

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化による子育て家庭の減少、都市化・核家族化の進行等による子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺・犯罪をはじめとした生命・安全の危機等、こども・子育て世代をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立をうけて、平成27年度に「芦北町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。

この度、「第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えるにあたり、「こども基本法」や「こども大綱」、県の「こどもまんなか熊本・実現計画」の趣旨も踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化するとともにより一層充実させることに加え、こども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「芦北町こども計画」を策定します。

本計画における「こども」の表記について

「こども基本法」の基本理念を踏まえ、国において平仮名表記の「こども」の使用が推奨されていることから、本計画では、原則として平仮名表記の「こども」を用います。ただし、法令に根拠がある語や固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は除きます。

図表1:こども基本法の概要

目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ●大人になるまで切れ目なく行われることの健やかな成長のためのサポート (例: 居場所づくり、いじめ対策 等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例: 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 等) ●これらと一体的に行われる施策 (例: 教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 等)
こども施策の 基本理念 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
地方公共団体 関連事項	<p>【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定（努力義務）】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表）各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等</p> <p>【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用等を講ずるよう努める</p>

図表2:こども大綱の概要

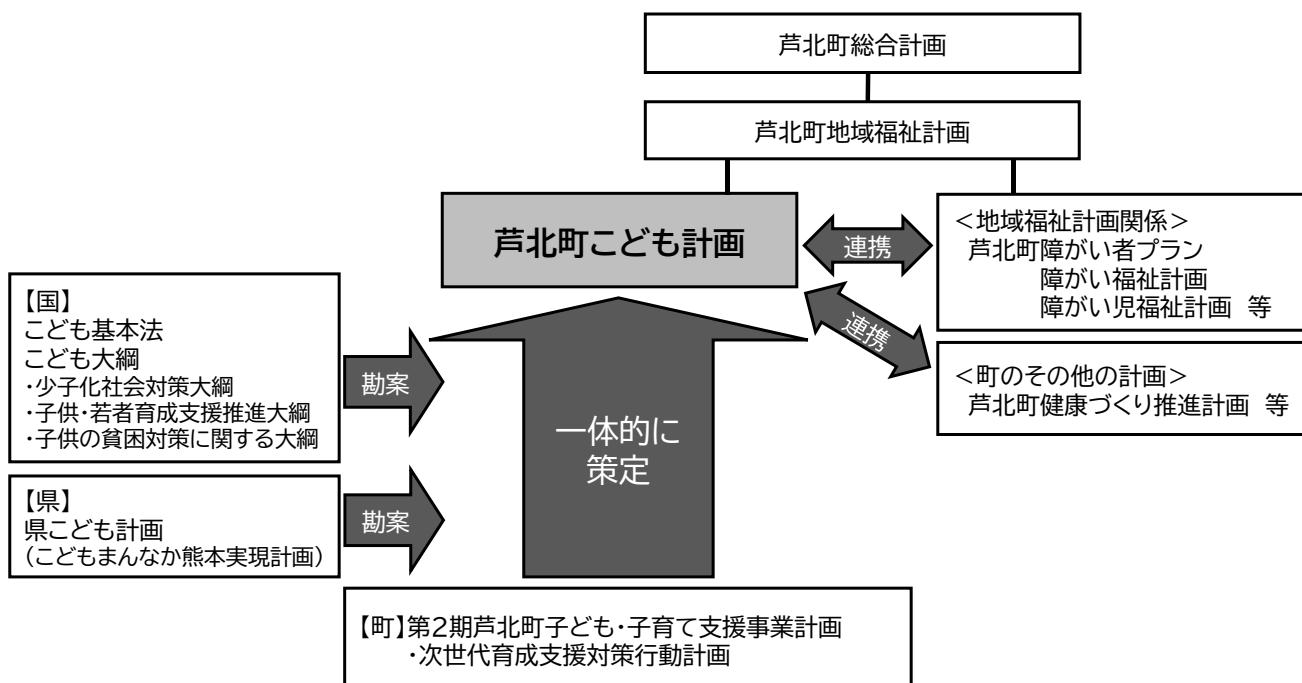
概要	これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
「こども」の定義	「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。 ※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ：全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	<p>【ライフステージを通じた重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 <p>【ライフステージ別の重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期まで切れ目ない保健・医療の確保 等） ○学童期・思春期（質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等） ○青年期（高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等） <p>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱等を踏まえ、本町におけるこども・子育て世代への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。

本計画においては、すべてのこども・子育て世代とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。さらに、本計画の策定にあたっては、上位計画である「芦北町総合計画」や「芦北町地域福祉計画」、その他関連計画の内容を踏まえて策定しています。



3 計画の期間

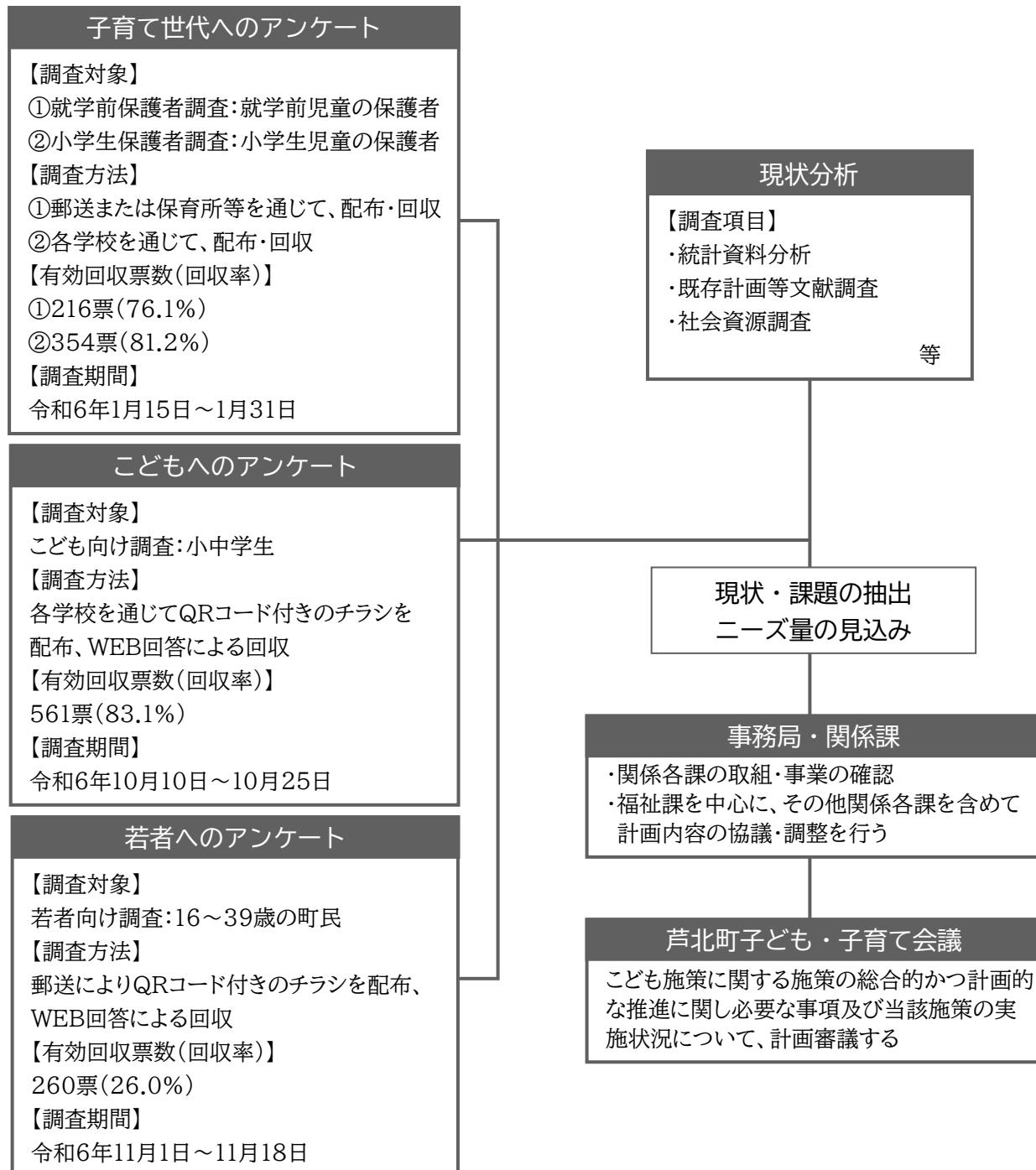
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和2～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
2020～2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030～
第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画	芦北町こども計画					
	●———— 進捗状況の検証 —————●					●———— 評価・見直し —————●

4 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、芦北町子ども・子育て会議条例の規定に基づき芦北町子ども・子育て会議による審議を踏まえて、以下のような体制で策定を行います。



第2章 芦北町の現状

1 人口・世帯の状況

(1)年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成17年の20,840人から令和2年の15,681人と15年間で約5,100人減少しており、令和6年の住民基本台帳人口では、15,139人となっています。

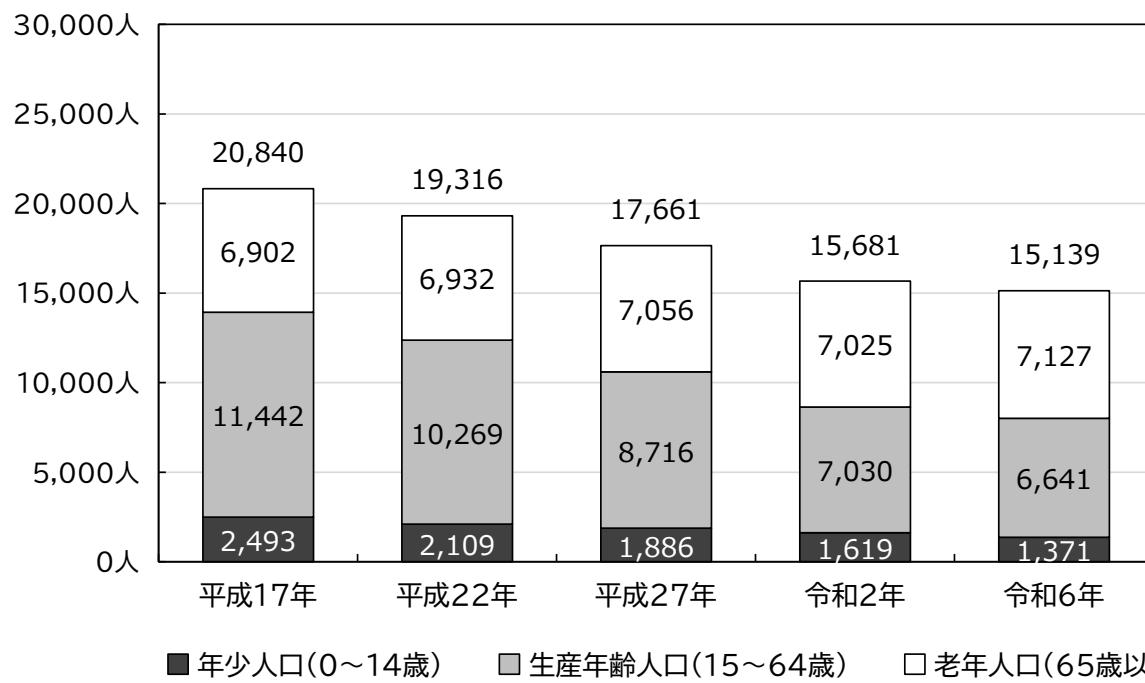
年齢3区分別にみると、老人人口(65歳以上)は増加傾向にあり、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあります。

〈年齢3区分別人口構成の推移〉

単位:人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	20,840	19,316	17,661	15,681	15,139
年少人口(0～14歳)	2,493	2,109	1,886	1,619	1,371
構成比	12.0%	10.9%	10.7%	10.3%	9.1%
生産年齢人口(15～64歳)	11,442	10,269	8,716	7,030	6,641
構成比	54.9%	53.2%	49.4%	44.8%	43.9%
老人人口(65歳以上)	6,902	6,932	7,056	7,025	7,127
構成比	33.1%	35.9%	40.0%	44.8%	47.1%
年齢不詳	3	6	3	7	0

資料:国勢調査(平成17年～令和2年)、住民基本台帳(令和6年4月1日)



資料:国勢調査(平成17年～令和2年)、住民基本台帳(令和6年4月1日)

※合計値は年齢不詳を含む

(2)一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向で、令和2年では5,958世帯となっています。また、一般世帯あたり人員数では平成17年の2.86人から令和2年の2.49人と減少しています。核家族世帯では、夫婦のみ、夫婦と子どもの世帯が減少傾向にあります。

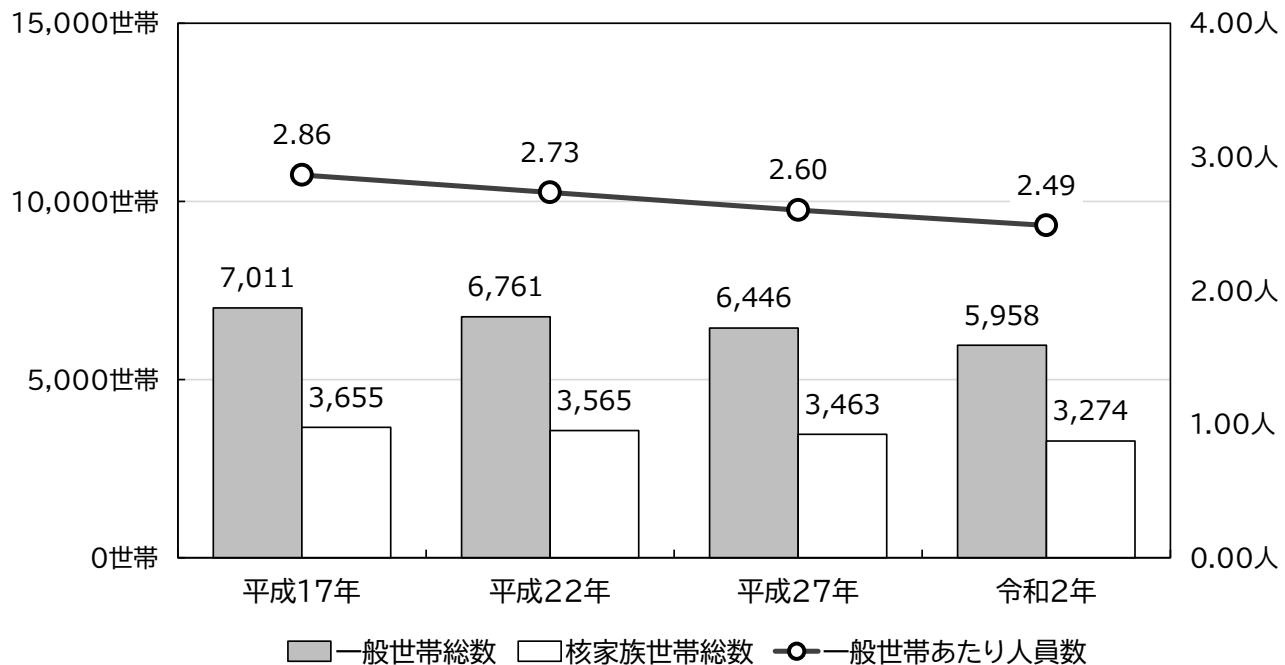
〈世帯構成の推移〉

単位:世帯

一般世帯総数	親族のみの世帯								非親族を含む世帯	単独世帯	一般世帯人員数			
	核家族世帯総数				の核世家族以外									
	夫婦のみ	こ夫婦もと	こ男ど親もと	こ女ど親もと										
平成17年	7,011	5,552	3,655	1,648	1,390	94	523	1,897	7	1,452	20,081人			
平成22年	6,761	5,228	3,565	1,597	1,328	105	535	1,663	13	1,519	18,482人			
平成27年	6,446	4,827	3,463	1,555	1,255	94	559	1,364	12	1,607	16,766人			
令和2年	5,958	4,323	3,274	1,519	1,103	104	548	1,049	20	1,615	14,807人			

資料:国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を含む

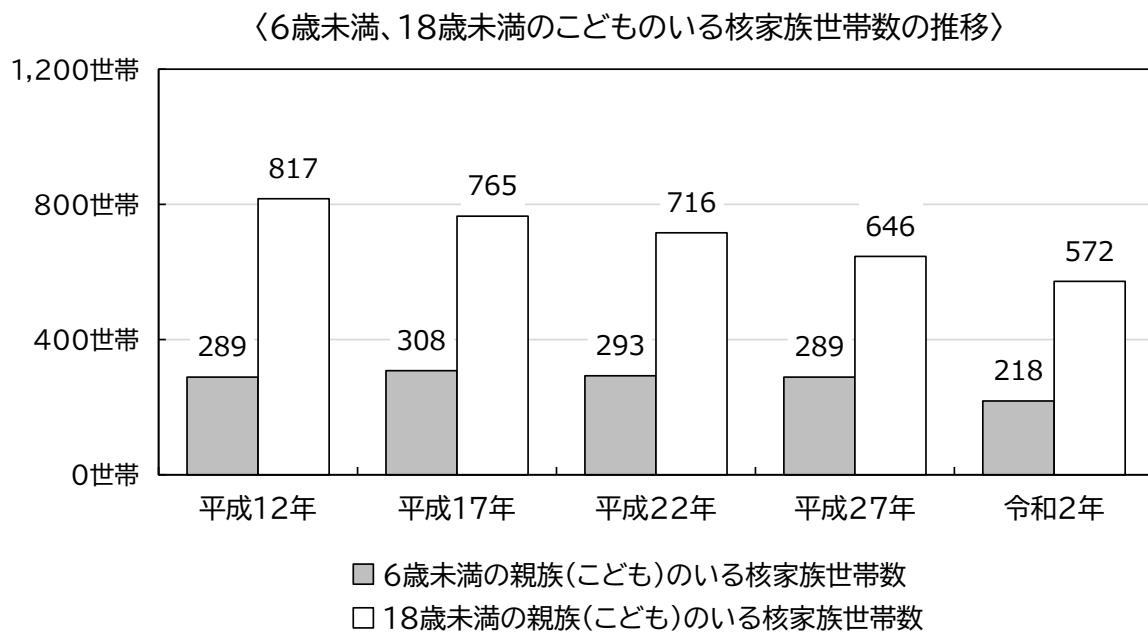


資料:国勢調査

2 こどもと家庭の状況

(1)6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移

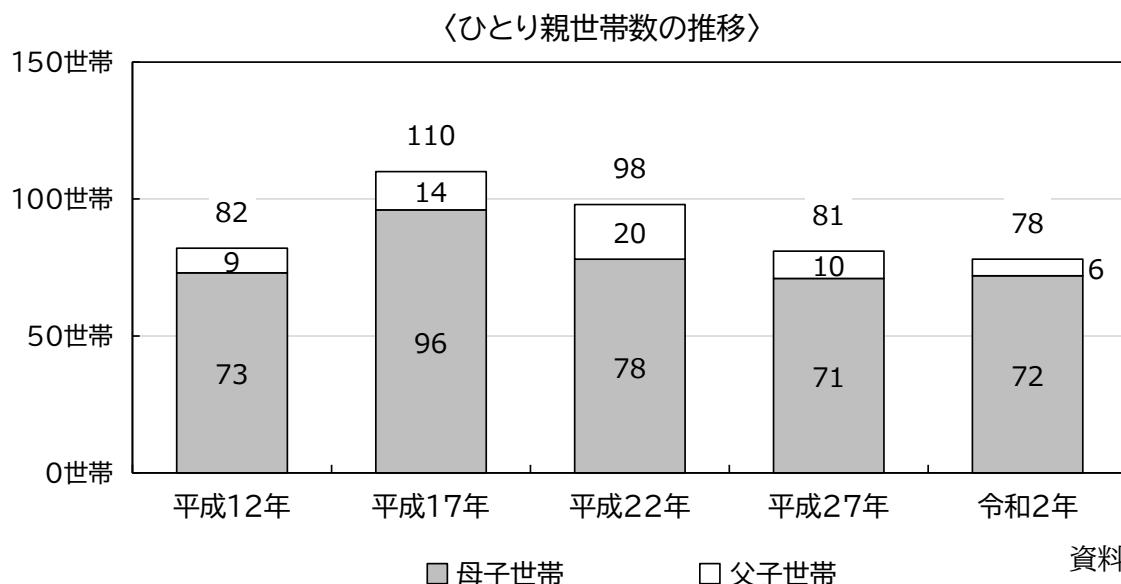
6歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年で増減はあるものの、令和2年では218世帯に減少しています。また、18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数においては減少傾向にあり、令和2年では572世帯となっています。



資料：国勢調査

(2)ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(未婚、死別又は離別の女親、男親とその未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯)の推移をみると、平成12年から令和2年で増減はあるものの、令和2年では78世帯となっています。

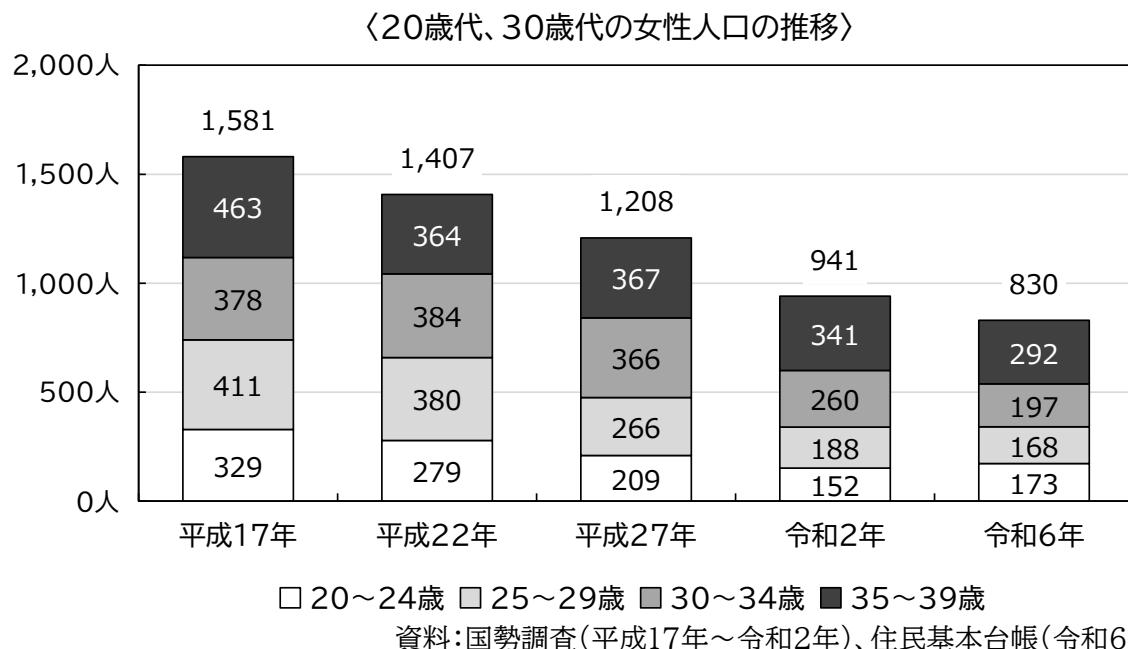


資料：国勢調査

3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

(1) 20歳代、30歳代の女性人口の推移

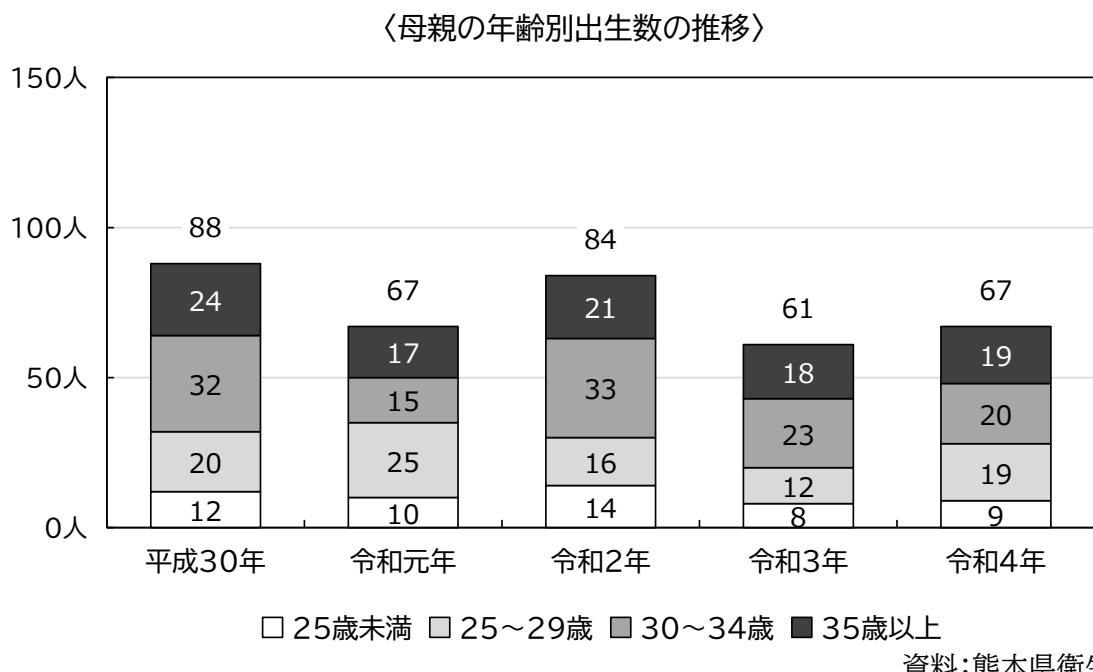
20歳代、30歳代の女性人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年の住民基本台帳人口では830人となっています。



資料：国勢調査(平成17年～令和2年)、住民基本台帳(令和6年4月1日)

(2) 母親の年齢別出生数の推移

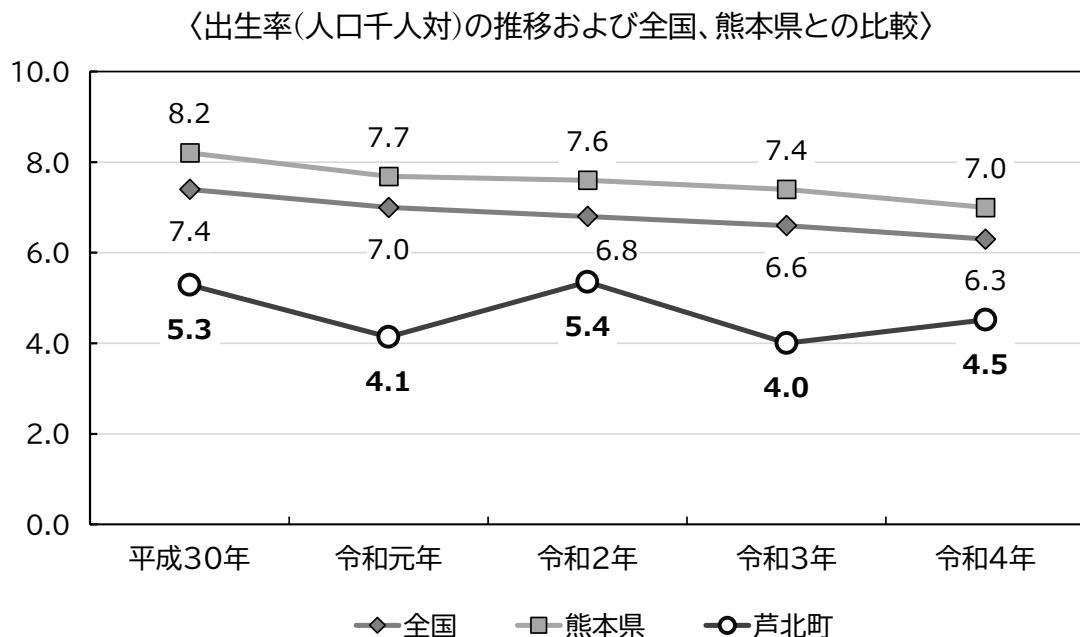
母親の年齢別出生数の推移をみると、増減はあるものの、令和4年では67人となっています。



資料：熊本県衛生統計年報

(3)出生率と合計特殊出生率の推移

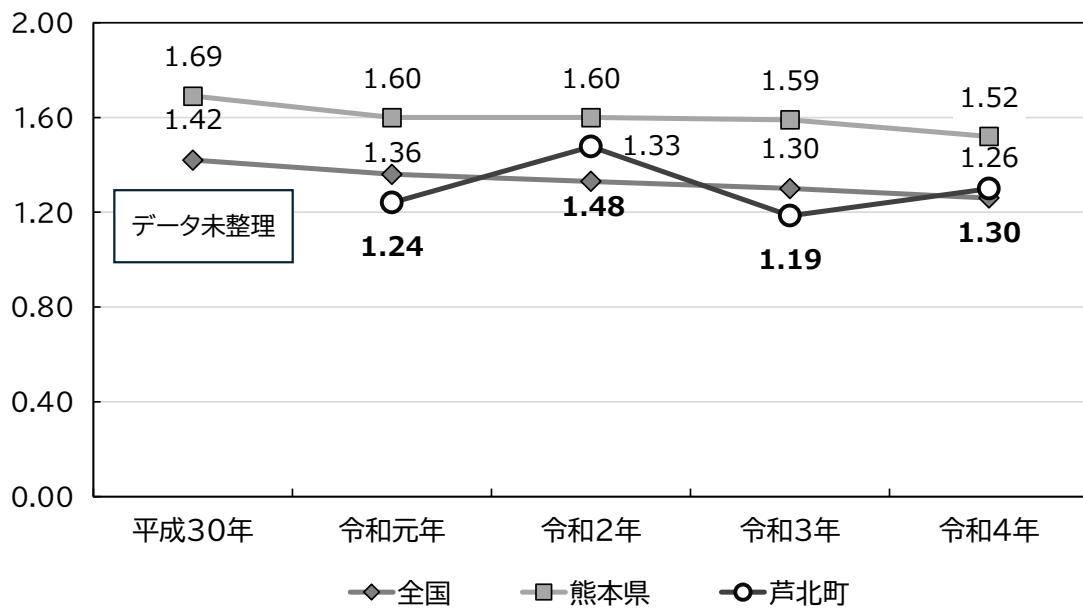
出生率の推移をみると、全国、熊本県と比較して各年で下回っています。



資料:熊本県・芦北町は熊本県衛生統計年報、全国は厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率の推移をみると、増減しながら推移しており、全国、熊本県と比較すると令和4年では全国より高く、熊本県よりも低い状況となっています。

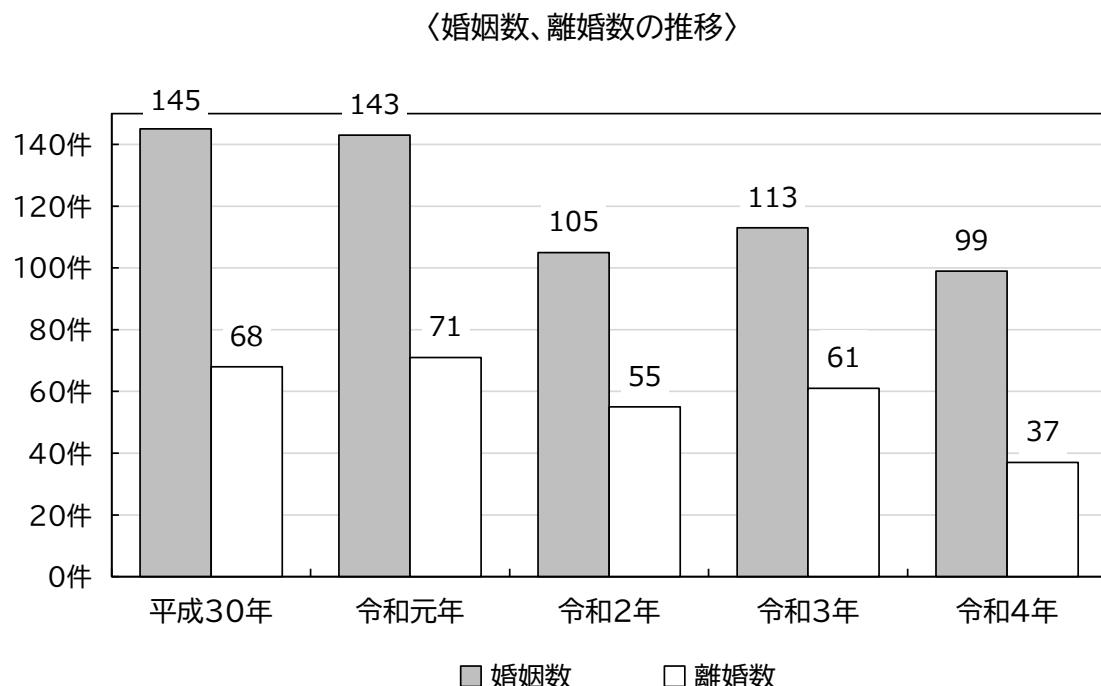
〈合計特殊出生率の推移および全国、熊本県との比較〉



資料:全国、熊本県は熊本県衛生統計年報、芦北町は独自試算(年度数値)

(4) 婚姻・離婚の状況

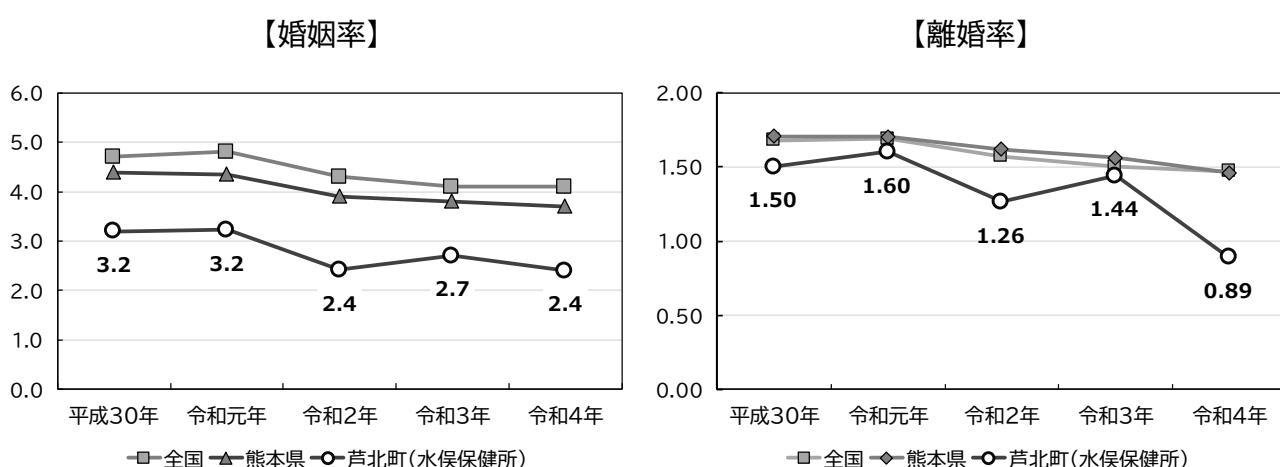
水俣圏域(水俣市、芦北町、津奈木町)の婚姻数の推移をみると、令和元年から令和2年にかけて大幅に減少しており、その後、増減はあるものの、令和4年では99件となっています。また、離婚件数の推移をみると、令和4年では37件となっています。



資料:熊本県令和4年人口動態調査報告

水俣圏域(水俣市、芦北町、津奈木町)の婚姻率、離婚率の推移をみると、全国、熊本県と同様に減少傾向にあります。また、全国、熊本県よりも低い傾向にあります。

〈婚姻率、離婚率の推移および国、熊本県との比較〉

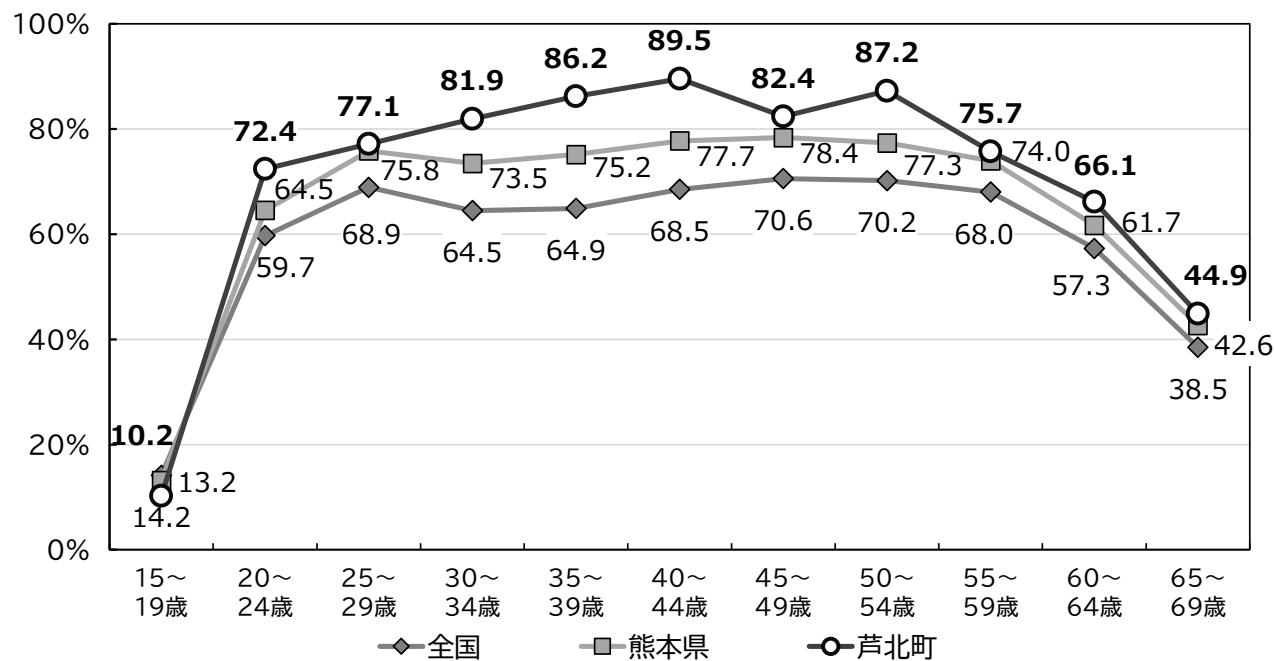


資料:全国は厚生労働省「人口動態統計」、熊本県は熊本県衛生統計年報、
芦北町は水俣圏域(水俣市、芦北町、津奈木町)の数値

(5)令和2年の女性の就業率の推移

女性の就業率の推移をみると、全国、熊本県と比較して20～69歳代で就業率が上回っています。また、20～44歳代にかけては、上昇傾向にあります。

〈令和2年の女性の就業率の推移および国、熊本県との比較〉



資料：国勢調査

4 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、本町のこども・若者・子育て世代を取り巻く実態や施策ニーズを把握するため、以下の調査を実施しました。

(1)調査の概要

①就学前児童の保護者・小学生児童の保護者へ向けた調査

▼調査地域:芦北町全域

▼調査対象:芦北町在住の就学前児童の保護者284人

小学生児童の保護者436人の合計720人

▼調査期間:令和6年1月15日～1月31日

▼調査方法:就学前保護者 郵送または保育所等を通じて、配布・回収

小学生保護者 各学校を通じて、配布・回収

	配布数	有効回収票数	回収率
就学前保護者調査	284	216	76.1%
小学生保護者調査	436	354	81.2%

②こどもへ向けた調査

▼調査地域:芦北町全域

▼調査対象:芦北町在住の小中学生675人

▼調査期間:令和6年10月10日～10月25日

▼調査方法:各学校を通じてQRコード付きのチラシを配布、WEB回答による回収

	配布数	有効回収票数	回収率
こども向け調査	675	561	83.1%

③若者へ向けた調査

▼調査地域:芦北町全域

▼調査対象:16～39歳の町民 1,000 人

▼調査期間:令和6年11月1日～11月18日

▼調査方法:郵送によりQRコード付きのチラシを配布、WEB回答による回収

	配布数	有効回収票数	回収率
若者向け調査	1,000	260	26.0%

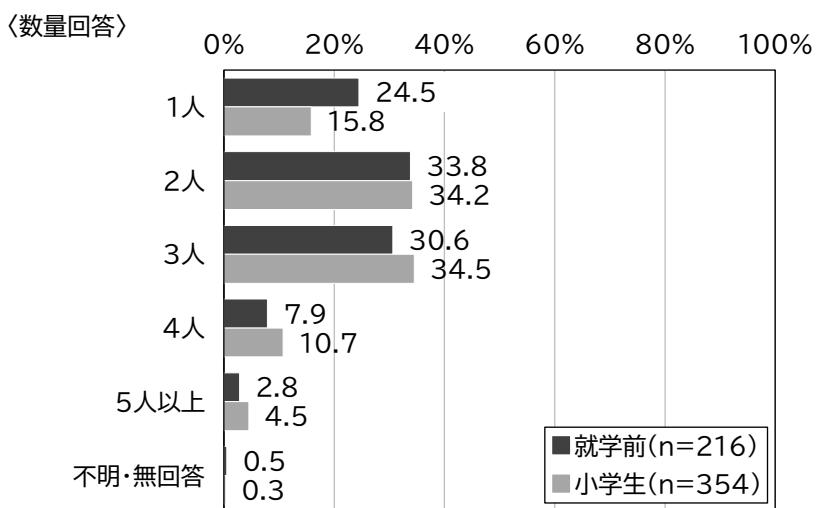
(2)就学前保護者調査・小学生保護者調査の結果

①きょうだい数

お子さまの人数をみると、就学前では、「2人」が33.8%で最も高く、次いで「3人」が30.6%となっています。

小学生では、「3人」が34.5%で最も高く、次いで「2人」が34.2%となっています。

図表3:きょうだい数

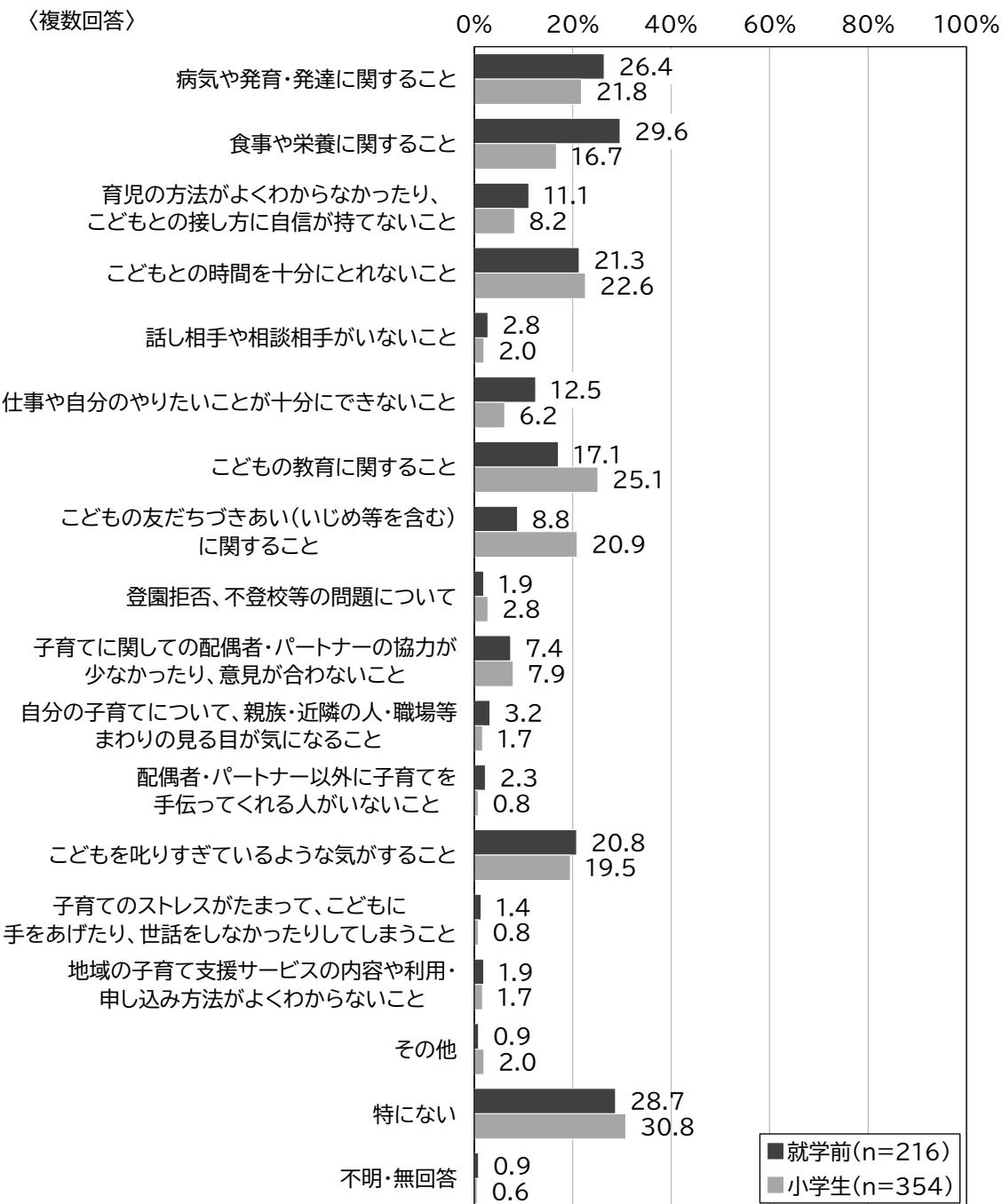


②子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることをみると、就学前では、「食事や栄養に関するここと」が29.6%で最も高く、次いで「特ない」が28.7%となっています。

小学生では、「特ない」が30.8%で最も高く、次いで「子どもの教育に関するここと」が25.1%となっています。

図表4:子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

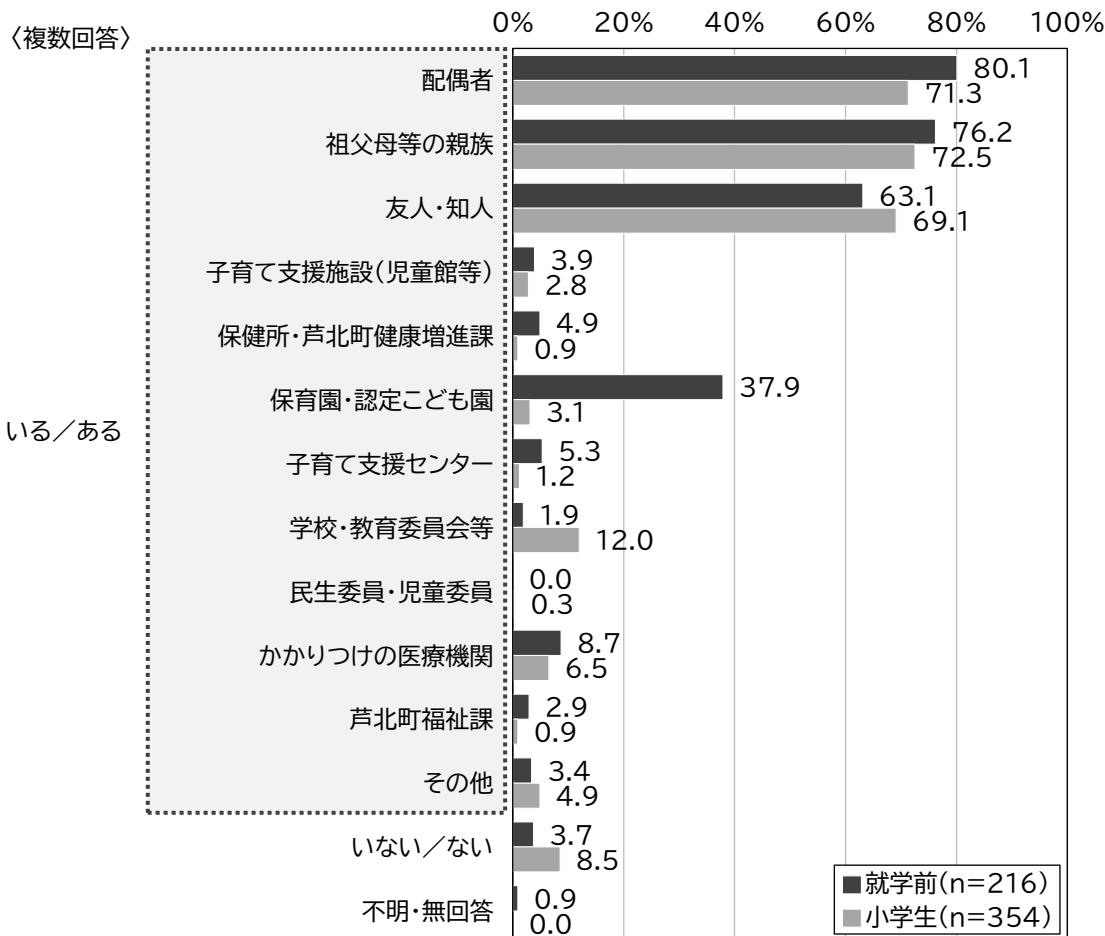


③お子さまの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先

子育て(教育を含む)を気軽に相談できる先をみると、就学前では、「配偶者」が80.1%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が76.2%となっています。

小学生では、「祖父母等の親族」が72.5%で最も高く、次いで「配偶者」が71.3%となっています。

図表5:お子さまの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先

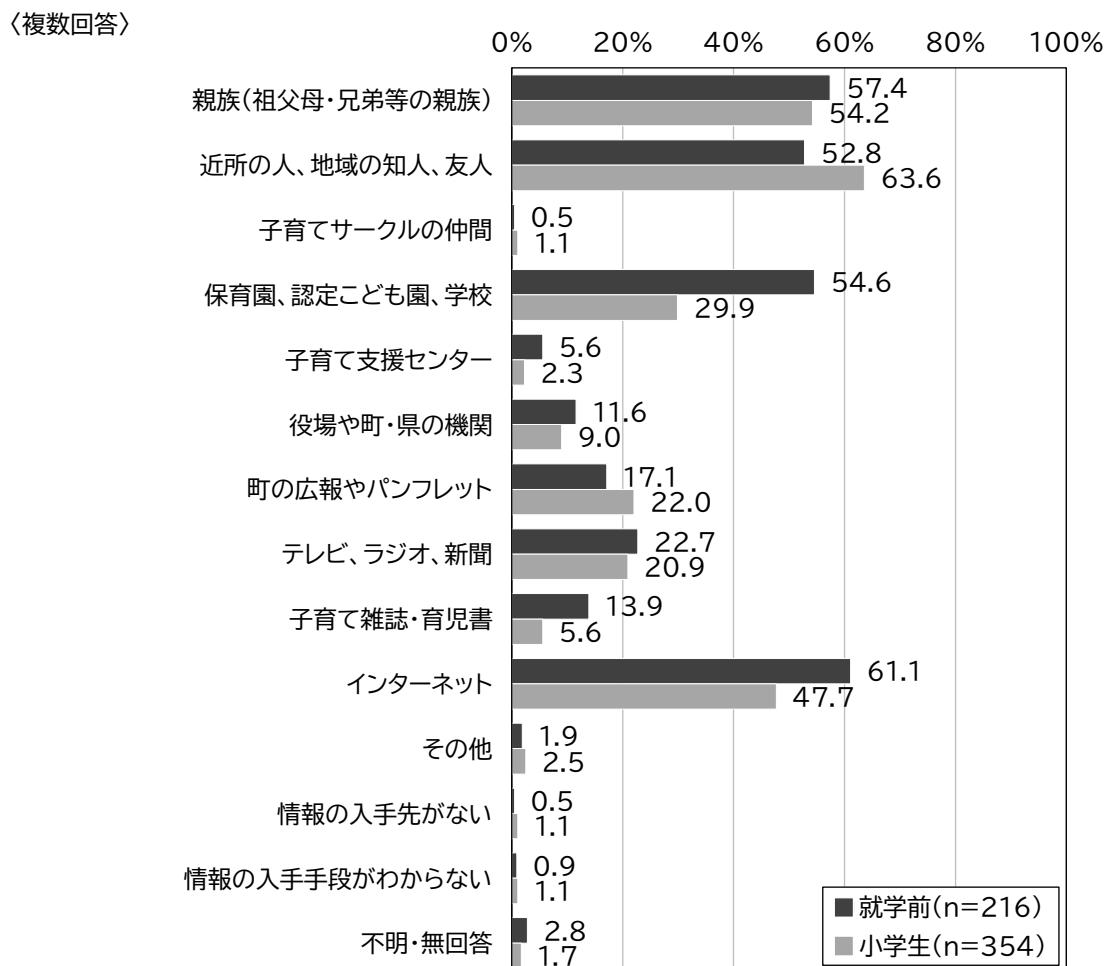


④子育てに関する情報の入手先

子育て情報の入手先をみると、就学前では、「インターネット」が61.1%で最も高く、次いで「親族(祖父母・兄弟等の親族)」が57.4%となっています。

小学生では、「近所の人、地域の知人、友人」が63.6%で最も高く、次いで「親族(祖父母・兄弟等の親族)」が54.2%となっています。

図表6:子育てに関する情報の入手先



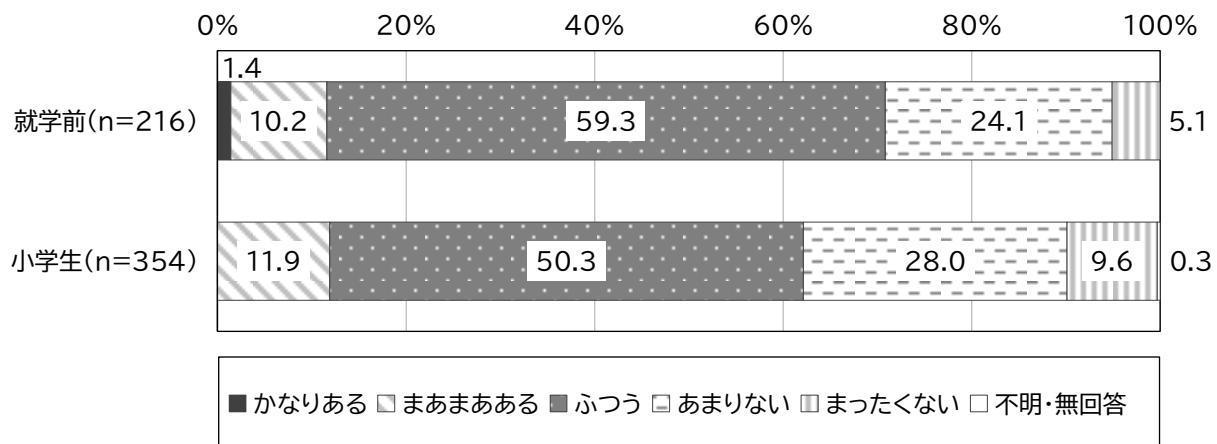
⑤現在の生活の経済的なゆとり

生活の経済的なゆとりについてみると、就学前では、「ふつう」が59.3%で最も高く、次いで「あまりない」が24.1%となっています。

小学生では、「ふつう」が50.3%で最も高く、次いで「あまりない」が28.0%となっています。

図表7:現在の生活の経済的なゆとり

〈単数回答〉



⑥お子さまの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)

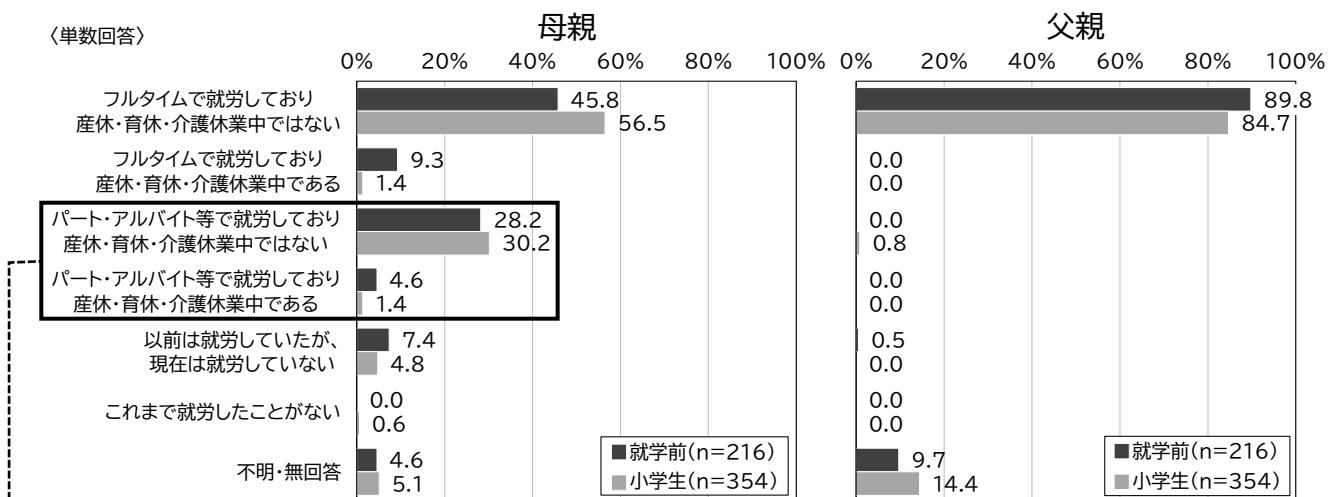
母親の就労状況をみると、就学前では、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が45.8%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が28.2%となっています。

小学生では、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が56.5%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が30.2%となっています。

父親の就労状況をみると、就学前では、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が89.8%と約9割を占めています。

小学生では、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が84.7%と約8割を占めています。

図表8:保護者の現在の就労状況



選択肢3、4の内訳

母親はフルタイムへの転換希望はあるか【問12-4①】

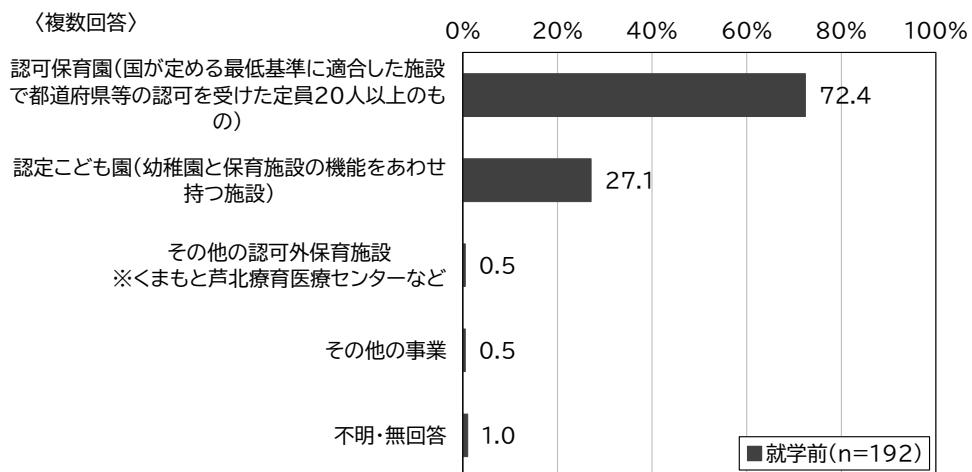
就学前：「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」.....15.5%
「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」.....35.2%
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」.....46.5%
「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」.....1.4%

小学生：「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」.....12.5%
「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」.....38.4%
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」.....47.3%
「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」.....0.9%

⑦お子さまが平日に利用している教育・保育事業(年間を通じた定期的な利用)

就学前の平日に利用している教育・保育事業をみると、「認可保育園」が72.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が27.1%となっています。

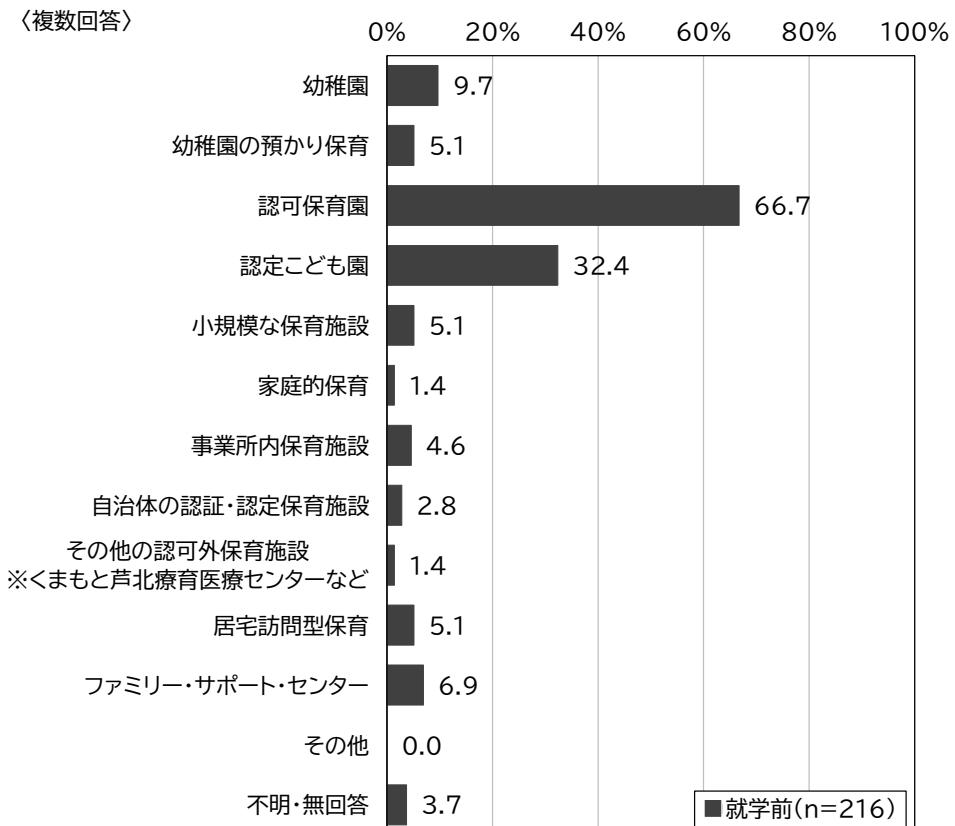
図表9:お子さまが平日に利用している教育・保育事業



⑧現在の利用状況にかかわらず、平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業

就学前の平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業をみると、「認可保育園」が66.7%で最も高く、次いで「認定こども園」が32.4%となっています。

図表10:平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業

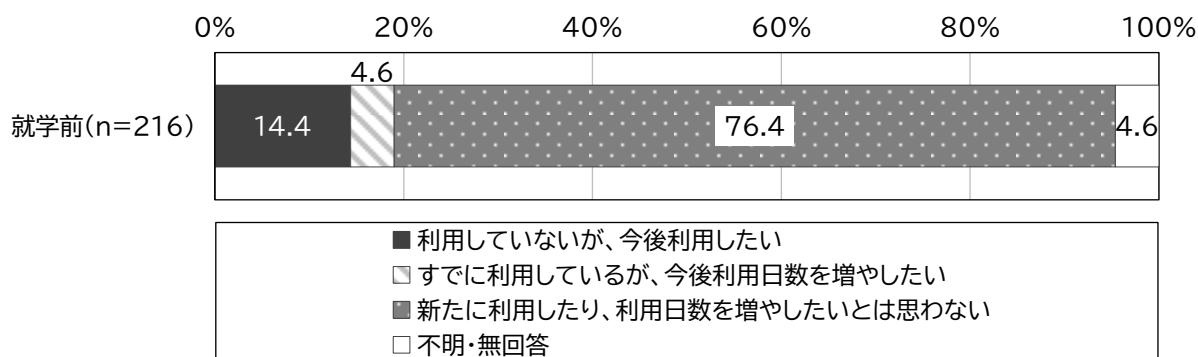


⑨地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

就学前の地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が14.4%となっています。また、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は 4.6%となっています。

図表11:地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

〈単数回答〉

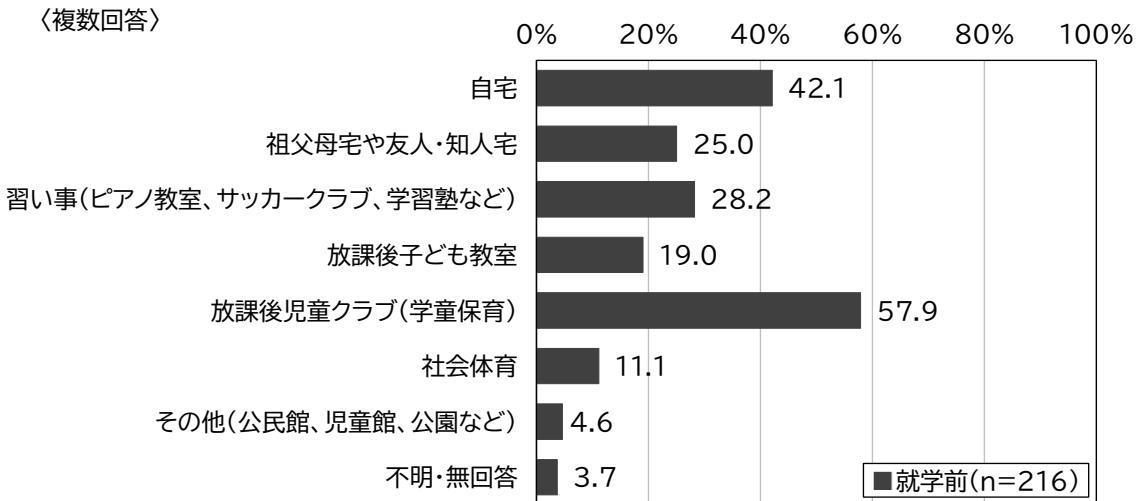


⑩小学校入学後に放課後(平日の小学校終了後)どのような場所で過ごしてほしいか

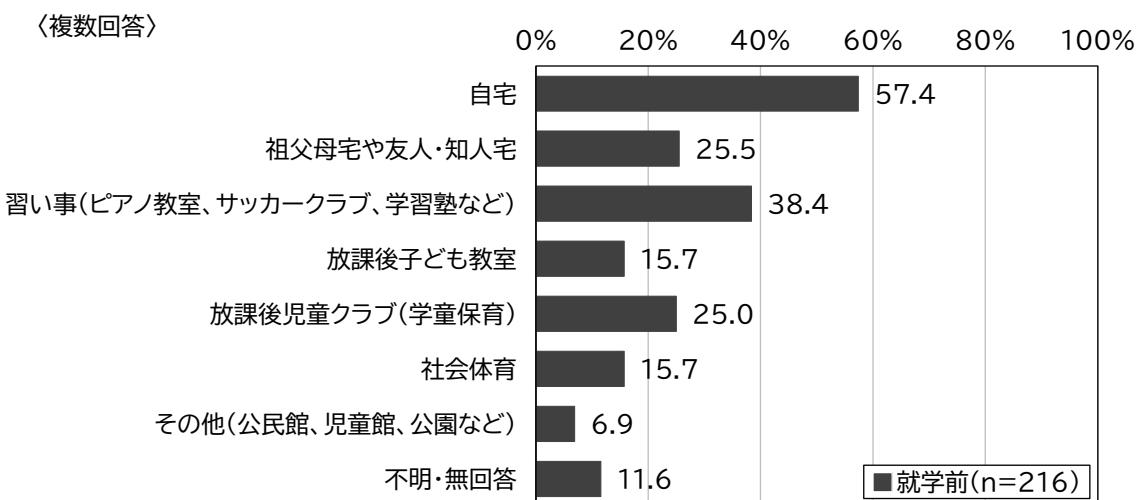
就学前の小学校低学年で希望する放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が57.9%で最も高く、次いで「自宅」が42.1%となっています。

小学校高学年で希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」が57.4%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が38.4%となっています。

図表12:低学年(1~3年生)のとき



図表13:高学年(4~6年生)のとき

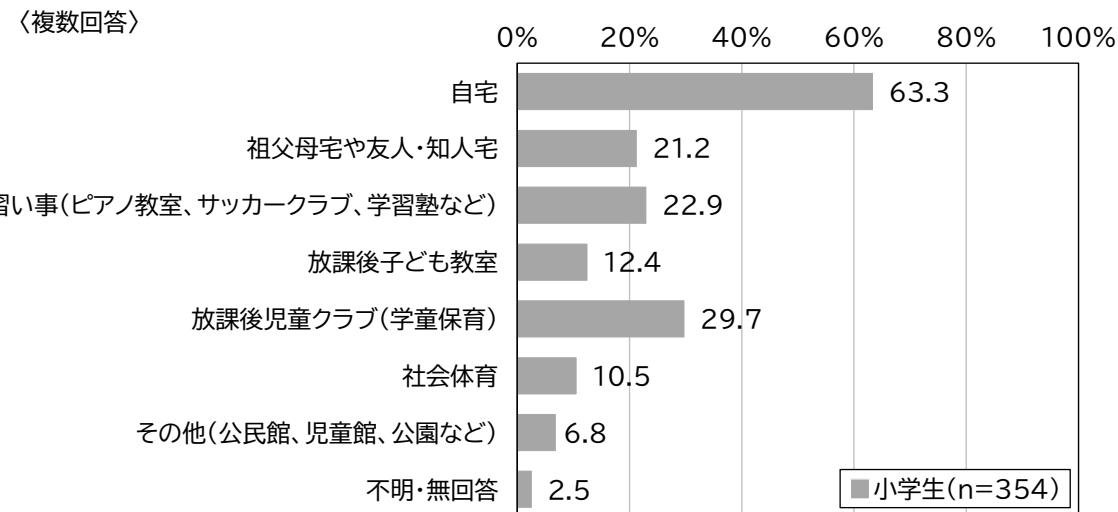


⑪現在、お子さまは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしている、または過ごしてほしいか

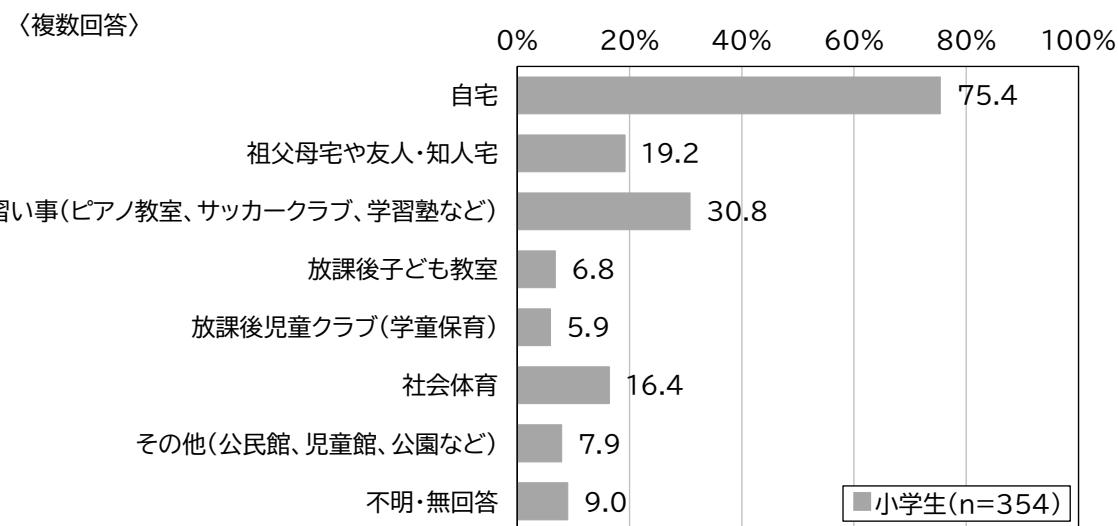
小学校低学年の放課後を過ごしている、または過ごしてほしい場所をみると、「自宅」が63.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が29.7%となっています。

小学校高学年の放課後を過ごしている、または過ごしてほしい場所をみると、「自宅」が75.4%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカーカラブ、学習塾など)」が30.8%となっています。

図表14:低学年(1~3年生)のとき



図表15:高学年(4~6年生)のとき



※学年の場合、「低学年(1~3年生)のとき」には現在の過ごし方、「高学年(4~6年生)のとき」には高学年になったときに想定している過ごし方としています。

※お子さまが高学年の場合、「低学年(1~3年生)のとき」には当時の過ごし方、「高学年(4~6年生)のとき」には現在の過ごし方としています。

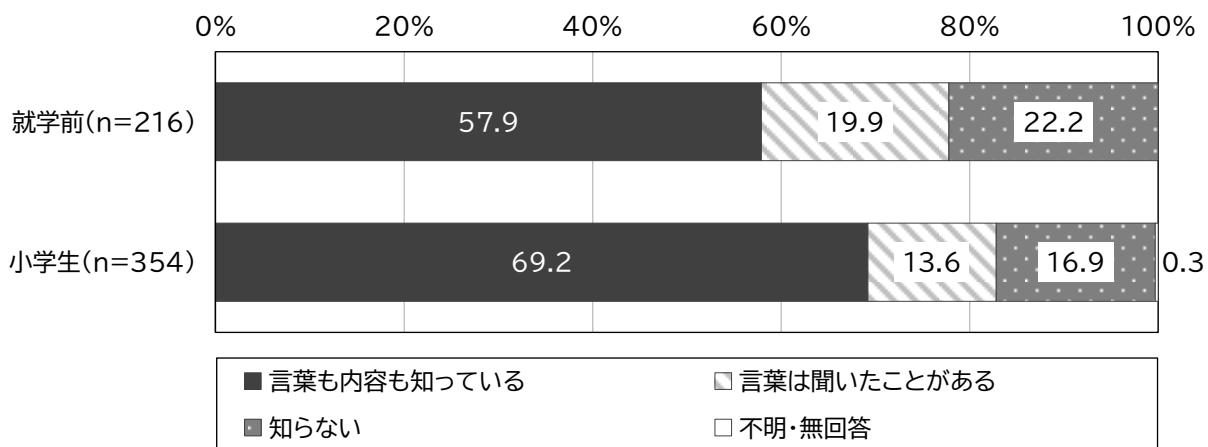
⑫ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉の認知度をみると、就学前では、「言葉も内容も知っている」が57.9%で最も高く、次いで「知らない」が22.2%となっています。

小学生では、「言葉も内容も知っている」が69.2%で最も高く、次いで「知らない」が16.9%となっています。

図表16:ヤングケアラーという言葉の認知度

〈単数回答〉



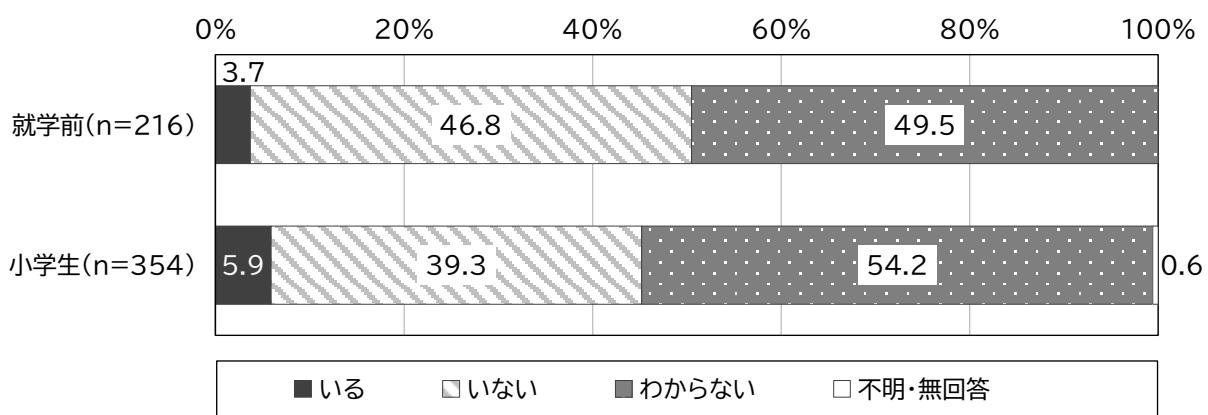
⑬周りにヤングケアラーと思われる人はいるか

周りにヤングケアラーと思われる人はいるかをみると、就学前では、「わからない」が49.5%で最も高く、次いで「いない」が46.8%となっています。

小学生では、「わからない」が54.2%で最も高く、次いで「いない」が39.3%となっています。

図表17:周りにヤングケアラーと思われる人はいるか

〈単数回答〉

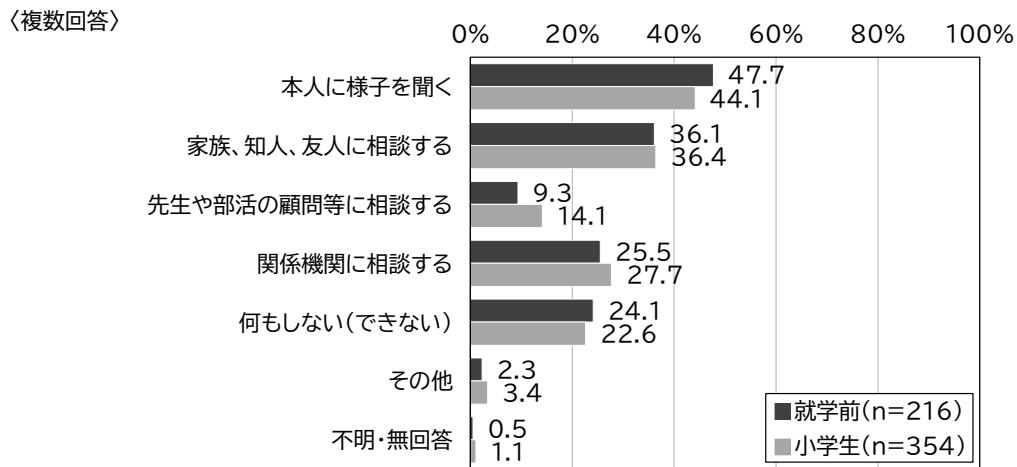


⑭周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応

周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応をみると、就学前では、「本人に様子を聞く」が47.7%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」が36.1%となっています。

小学生では、「本人に様子を聞く」が44.1%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」が36.4%となっています。

図表18:周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応

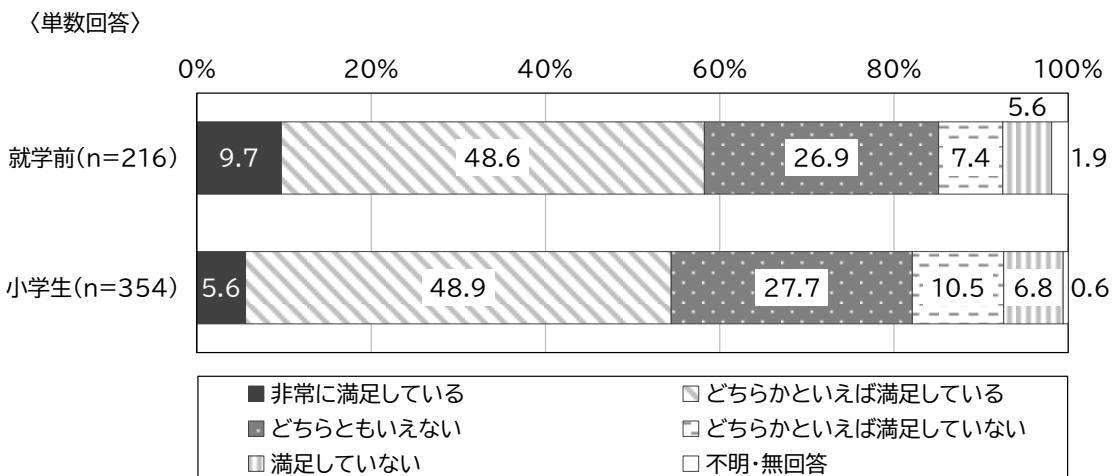


⑮子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度をみると、就学前では、「どちらかといえば満足している」が48.6%で最も高くなっています。「非常に満足している」「どちらかといえば満足している」を含めた概ね満足は58.3%、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」を含めた概ね不満は13.0%となっています。

小学生では、「どちらかといえば満足している」が48.9%で最も高くなっています。「非常に満足している」「どちらかといえば満足している」を含めた概ね満足は54.5%、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」を含めた概ね不満は17.3%となっています。

図表19:子育ての環境や支援への満足度

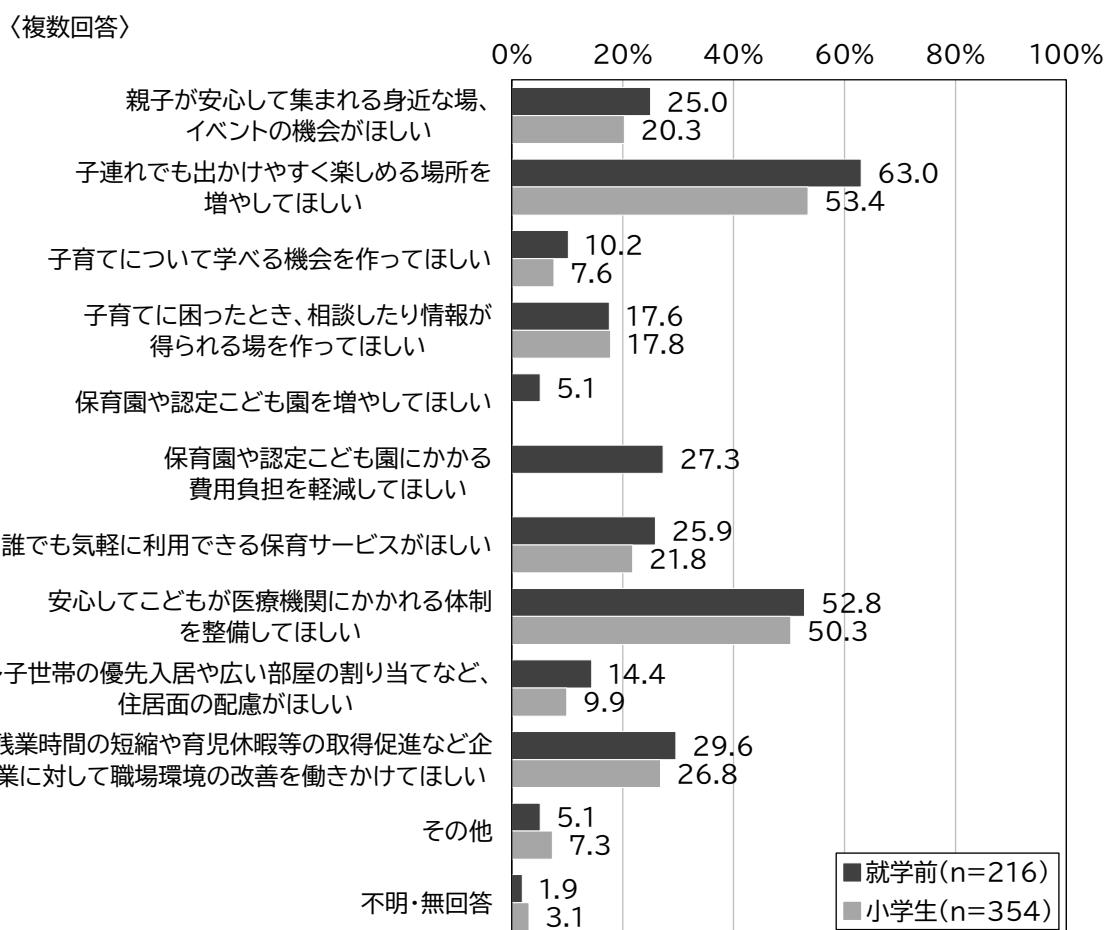


⑯必要だと思う子育て支援策

必要だと思う子育て支援策をみると、就学前では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.0%で最も高く、次いで「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が52.8%となっています。

小学生では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が53.4%で最も高く、次いで「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が50.3%となっています。

図表20:必要だと思う子育て支援策



※「保育園や認定こども園を増やしてほしい」「保育園や認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」は就学前保護者調査のみの選択肢です。

図表21:満足度×必要な子育て支援策【就学前】

	全体	場親 ・子 イが ベ安 心し て機 会ま がれ ほる 身い 近な	る子 場所で も出か けやす い楽し め	作子 つ育て ほしい てほし いにつ いて学 べる機 会を	しり子 情報で が困つ たとき、 得られ る場を 作つてほ じた	てほし い	保育園 や認定 园を増 やし	費用負 担を軽 減してほ しい	費用負 担を軽 減してほ しい	サ誰 ーにス でも気 軽に利 用でき る保育	か安心 してこど も整備 してほし い	がほ しい	多子世 帯の優 先など、 入居や面 広い配部 屋	環境の改 善などを 働き業に 対応して 育児休暇等 の職場の	その 他	不明・無回答
全体	216	54	136	22	38	11	59	56	114	31	64	11	4			
	100.0	25.0	63.0	10.2	17.6	5.1	27.3	25.9	52.8	14.4	29.6	5.1	1.9			
満足度	非常に満足している	21	19.0	81.0	4.8	23.8	-	9.5	14.3	38.1	9.5	23.8	-	-	-	-
	どちらかといえば満足している	105	25.7	61.0	14.3	15.2	4.8	19.0	23.8	42.9	14.3	29.5	5.7	-	-	-
	どちらともいえない	58	22.4	67.2	6.9	20.7	5.2	41.4	31.0	69.0	12.1	34.5	5.2	1.7	-	-
	どちらかといえば満足していない	16	43.8	50.0	12.5	18.8	6.3	50.0	12.5	62.5	18.8	18.8	-	6.3	-	-
	満足していない	12	16.7	58.3	-	16.7	16.7	33.3	66.7	83.3	33.3	41.7	16.7	-	-	-
	不明・無回答	4	25.0	25.0	-	-	-	25.0	-	25.0	-	-	-	-	50.0	

図表22:満足度×必要な子育て支援策(小学生)

⑯教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関するご意見

就学前の自由記述を分類分けすると、特に『医療機関』と『子どもの遊び場』について多く意見が挙げられています。『医療機関』に関しては、町内に小児科がないことや医療受給者証の適用範囲の拡大等が主な意見となっています。『子どもの遊び場』に関しては、屋外で遊べる公園の整備や遊具の整備等が主な意見となっています。

図表23:自由記述の分類分け【就学前】

要望	60件	感想(良い点)	5件
医療機関	14	コミュニティセンター	2
子どもの遊び場	14	役場対応	1
子どもの預かり	5	保育園	1
保育料金	3	経済的支援	1
経済的支援・不安	3		
病児保育	2		
(子ども用品関連の)買い物環境	2		
放課後の過ごし方	2		
園職員の環境改善について	2		
働き方について	2		
情報の周知	2		
教育環境・習い事	2		
住宅・住居	1		
(金銭以外の)物的支援	1		
役場対応	1		
交流	1		
子どもの健康習慣	1		
送迎	1		
子ども・子育て全体	1		

※自由記述は、複数の事柄について記述されているため、該当設問の回答者数と分類した件数の合計は必ずしも一致するものではありません。

小学生の自由記述を分類分けすると、特に『医療機関』と『子どもの遊び場』、『交通・送迎』について多く意見が挙げられています。『医療機関』に関しては、町内に小児科がないことや医療受給者証の適用範囲の拡大等が主な意見となっています。『子どもの遊び場』に関しては、屋外で遊べる公園の整備や遊具の整備等が主な意見となっており、就学前アンケートと同様の傾向がみられました。『交通・送迎』に関しては、送迎時間の長さや公共交通機関の少なさから習い事や学童利用に制限がかかることや放課後に子ども達だけ移動することへの不安が主な意見となっています。

図表24:自由記述の分類分け【小学生】

要望	90件	感想(良い点)	5件
医療機関	14	経済的支援	2
子どもの遊び場	11	コミュニティセンター	1
交通・送迎	11	保護者への支援	1
放課後の過ごし方	6	働き方について	1
(金銭以外の)物的支援	5		
経済的支援・不安	4		
住宅・住居	4		
施設整備	4		
教育環境・習い事	4		
学校環境	4		
情報の周知	3		
病児・病後児保育	3		
相談対応	2		
子どもの預かり	2		
働き方について	2		
高学年以降の子どもの居場所	1		
保育環境の整備	1		
(子ども用品関連の)買い物環境	1		
交流	1		
障がい児施策	1		
保育環境について	1		
子ども・子育て全体	5		

※自由記述は、複数の事柄について記述されているため、該当設問の回答者数と分類した件数の合計は必ずしも一致するものではありません。

(3)こども向け・若者向け調査の結果

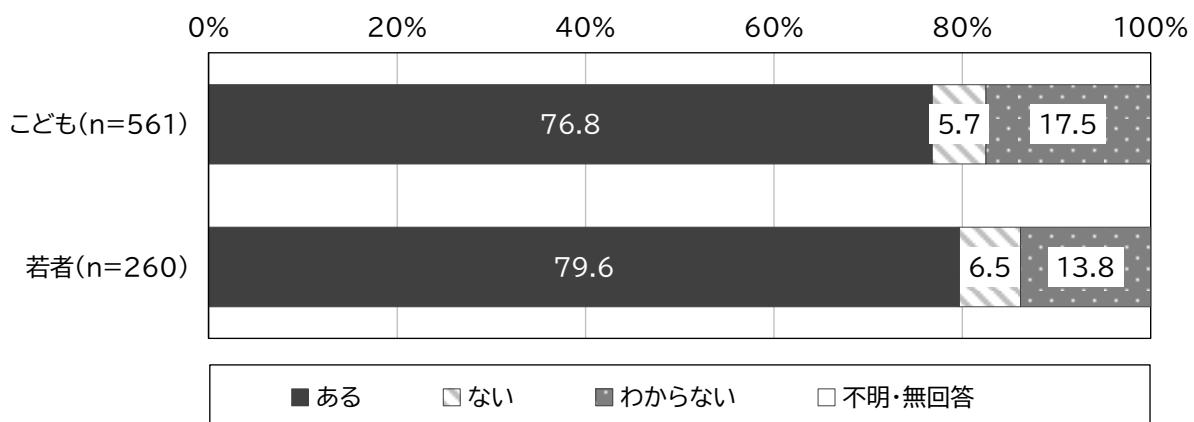
①ホッとする時間

ホッとする時間を見ると、こどもでは、「ある」が76.8%、「ない」が5.7%となっています。

若者では、「ある」が79.6%、「ない」が6.5%となっています。

図表25:ホッとする時間

〈単数回答〉



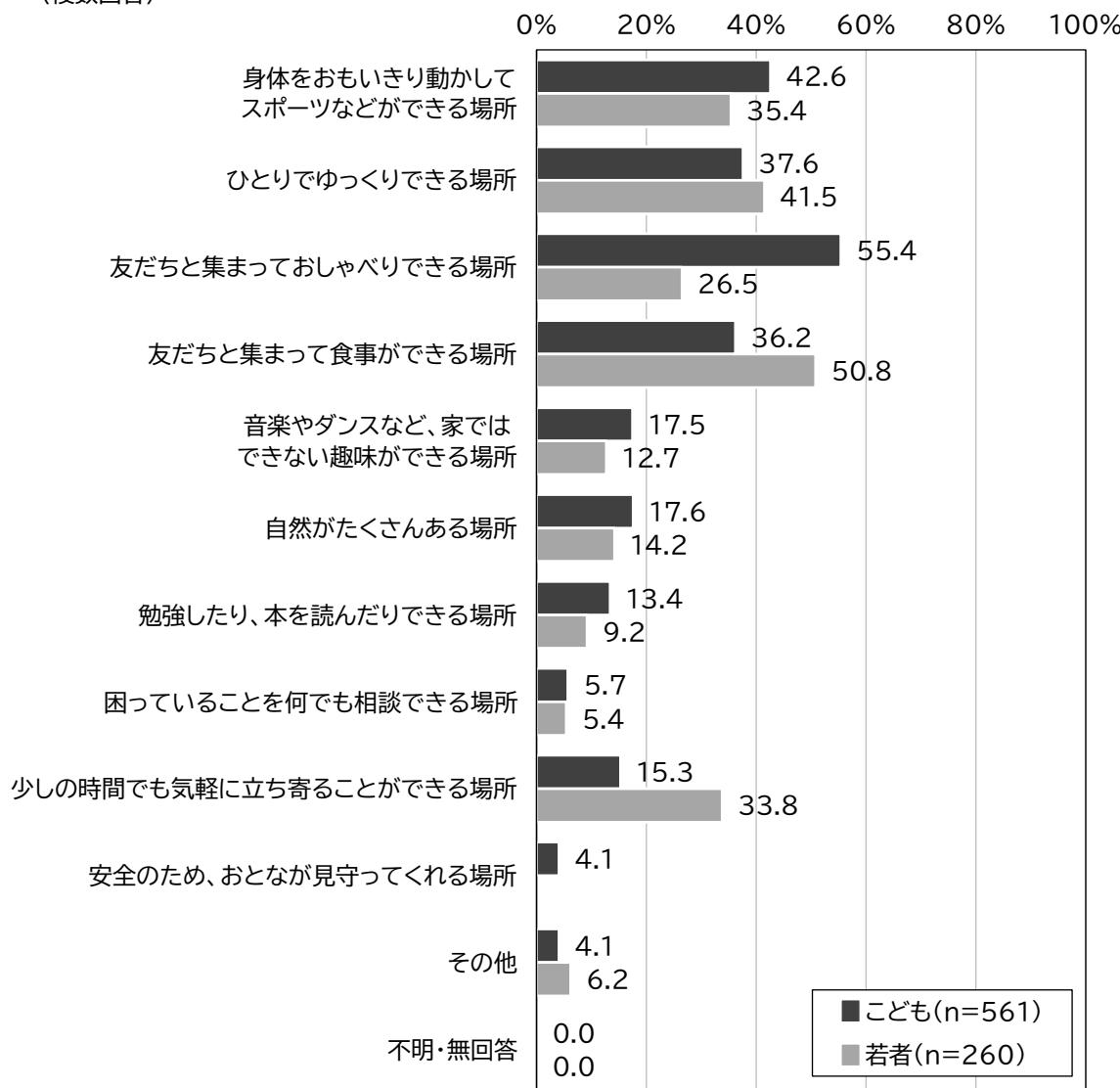
②周りにもっとあつたら良いと思う場所

周りにもっとあつたら良いと思う場所をみると、こどもでは、「友だちと集まっておしゃべりできる場所」が55.4%で最も高く、次いで「身体をおもいきり動かしてスポーツなどができる場所」が42.6%、「ひとりでゆっくりできる場所」が37.6%となっています。

若者では、「友だちと集まって食事ができる場所」が50.8%で最も高く、次いで「ひとりでゆっくりできる場所」が41.5%、「身体をおもいきり動かしてスポーツなどができる場所」が35.4%となっています。

図表26:周りにもっとあつたら良いと思う場所

〈複数回答〉



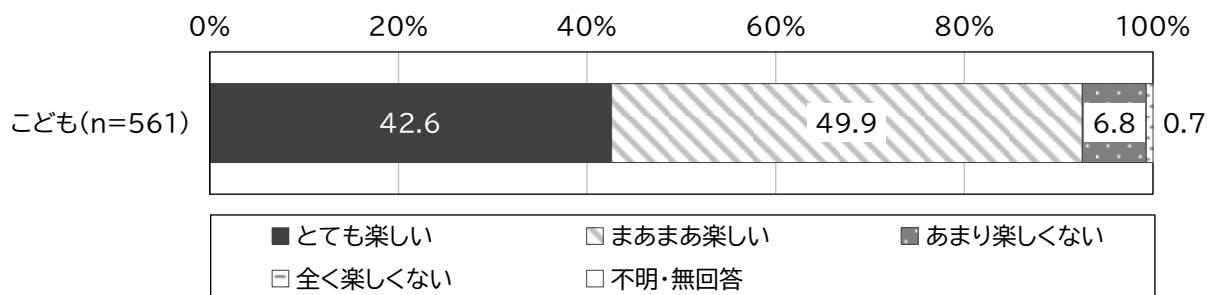
※「安全のため、おとなが見守ってくれる場所」はこども向け調査のみの選択肢です。

③学校で楽しくすごしているか

こどもは学校で楽しくすごしているかみると、「まあまあ楽しい」が49.9%で最も高くなっています。「とても楽しい」「まあまあ楽しい」を含めた概ね楽しいは92.5%、「あまり楽しくない」「全く楽しくない」を含めた概ね楽しくないは7.5%となっています。

図表27:学校で楽しくすごしているか

〈単数回答〉

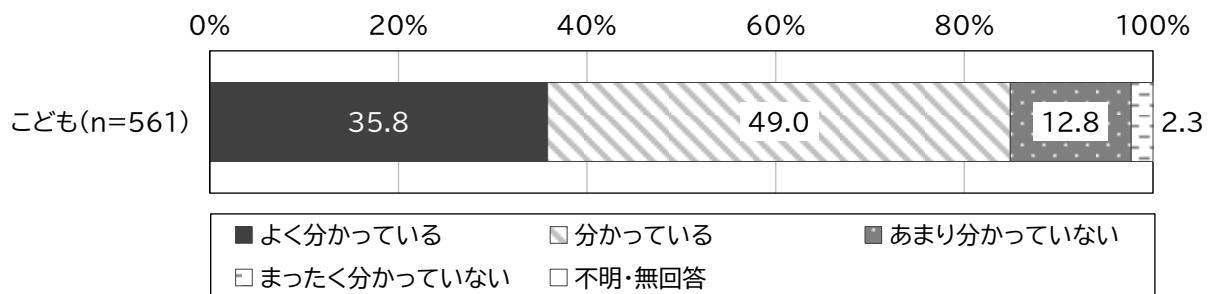


④家庭生活の中で、親や家族などは、ふだんあなたの気持ちを分かっていると思うか

こどもの家庭生活の中で、親や家族などは、ふだんあなたの気持ちを分かっていると思うかみると、「分かっている」が49.0%で最も高くなっています。「よく分かっている」「分かっている」を含めた概ね分かっているは84.8%、「あまり分かっていない」「まったく分かっていない」を含めた概ね分かっていないは15.1%となっています。

図表28:家庭生活の中で、親や家族などは、ふだんあなたの気持ちを分かっていると思うか

〈単数回答〉

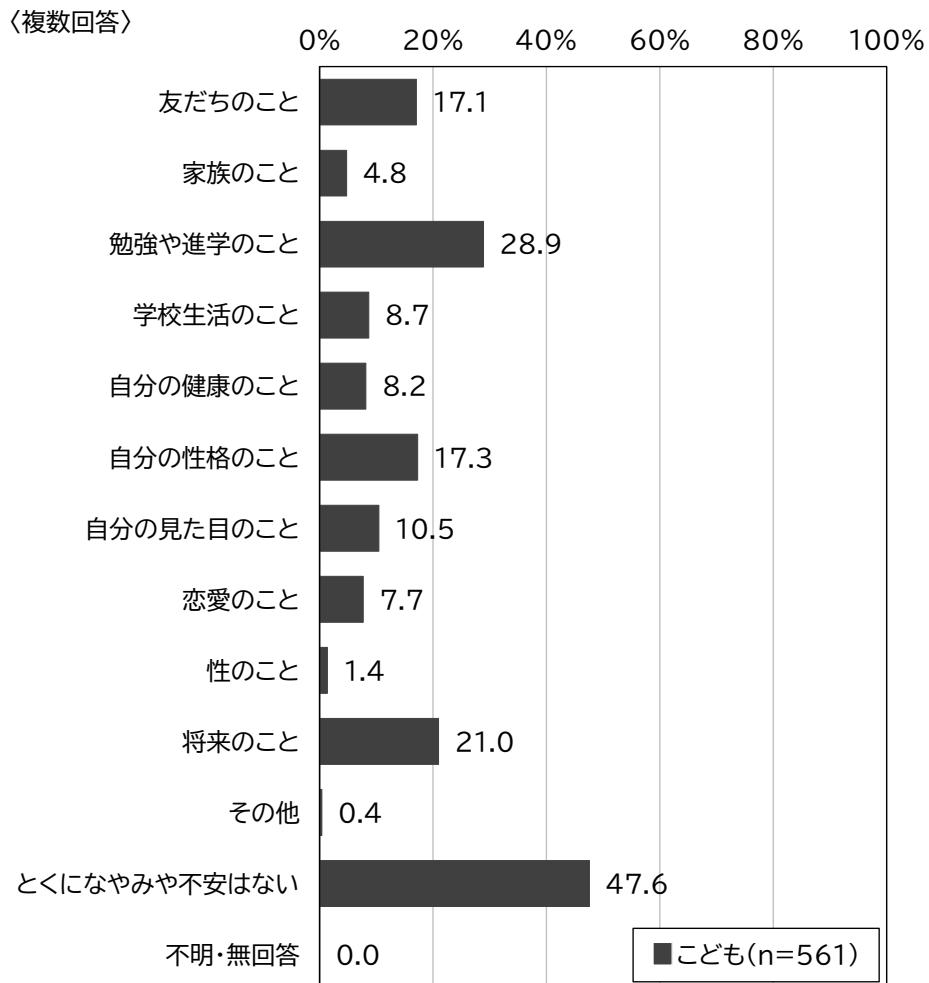


⑤なやんでいることや不安なこと

こどものなやんでいることや不安なことをみると、「勉強や進学のこと」が28.9%、「将来のこと」が21.0%となっています。

また、「とくになやみや不安はない」が47.6%となっています。

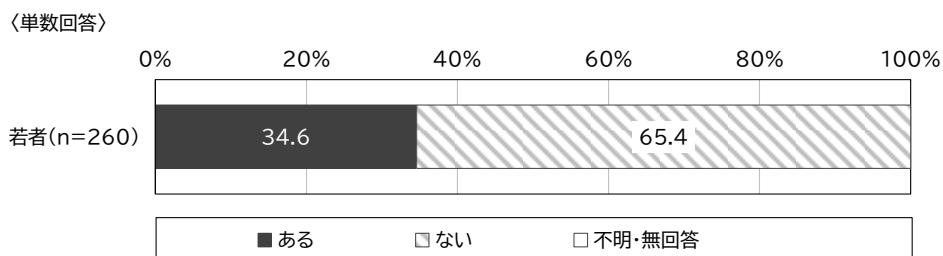
図表29:なやんでいることや不安なこと



⑥これまで家庭の経済状況を理由に進路や就職に関する決定を変更したことの有無

若者のこれまで家庭の経済状況を理由に進路や就職に関する決定を変更したことの有無をみると、「ない」が65.4%、「ある」が34.6%となっています。

図表30:これまで家庭の経済状況を理由に進路や就職に関する決定を変更したことの有無



〈参考〉将来の進路希望×えらんだ進路の理由【こども】

将来の進路希望	全体	えらんだ進路の理由										
		希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	しまわりの先輩いや友だちがそう	家にお金がないと思うから	お金をかせぎたいから	なんとなくそう思うから	その他	不明・無回答	
全体	473	261	84	58	43	18	6	75	136	11	-	
	100.0	55.2	17.8	12.3	9.1	3.8	1.3	15.9	28.8	2.3	-	
将来の進路希望	中学校	10	-	20.0	20.0	-	-	-	20.0	70.0	-	
	高校	192	42.7	25.5	13.0	12.0	6.8	2.6	18.8	32.8	2.6	
	専門学校・専修学校	95	77.9	8.4	9.5	3.2	1.1	-	9.5	16.8	1.1	
	短大	15	80.0	-	6.7	-	-	-	6.7	20.0	6.7	
	大学	155	56.8	16.1	13.5	11.0	2.6	0.6	16.8	29.7	2.6	
	大学院	6	83.3	-	-	-	-	-	16.7	16.7	-	
	考えたことがない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不明・無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑦自身に関することについて、どのように感じているか

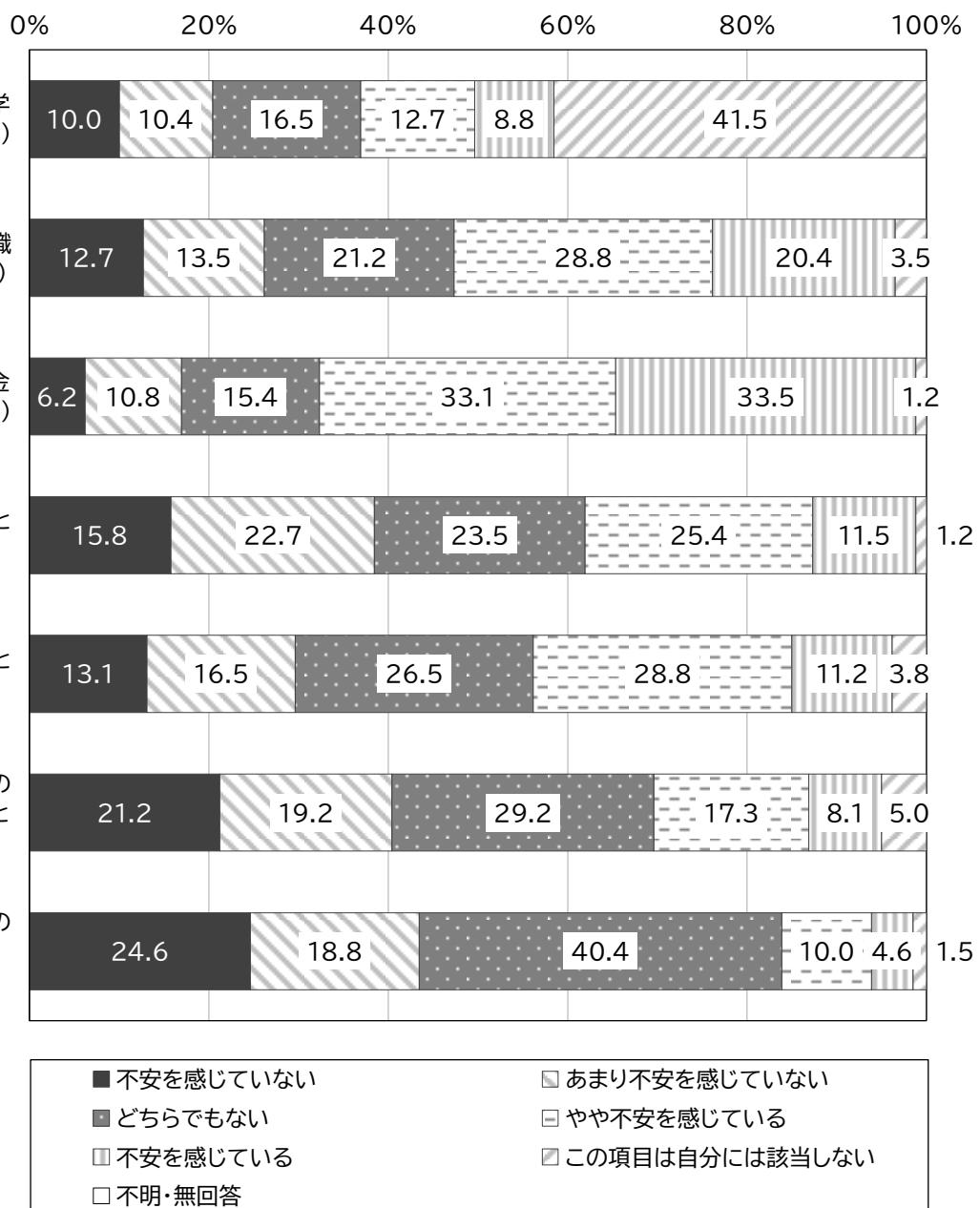
若者の自身に関することについて、どのように感じているかみると、「不安を感じていない」の割合は、『職場や学校での人間関係のこと』、『近隣・地域との関係のこと』が20%以上となっています。

一方、『自分の家計・お金のこと』は、「不安を感じていない」の割合が10%未満となっています。

図表31:自身に関することについて、どのように感じているか

〈単数回答〉

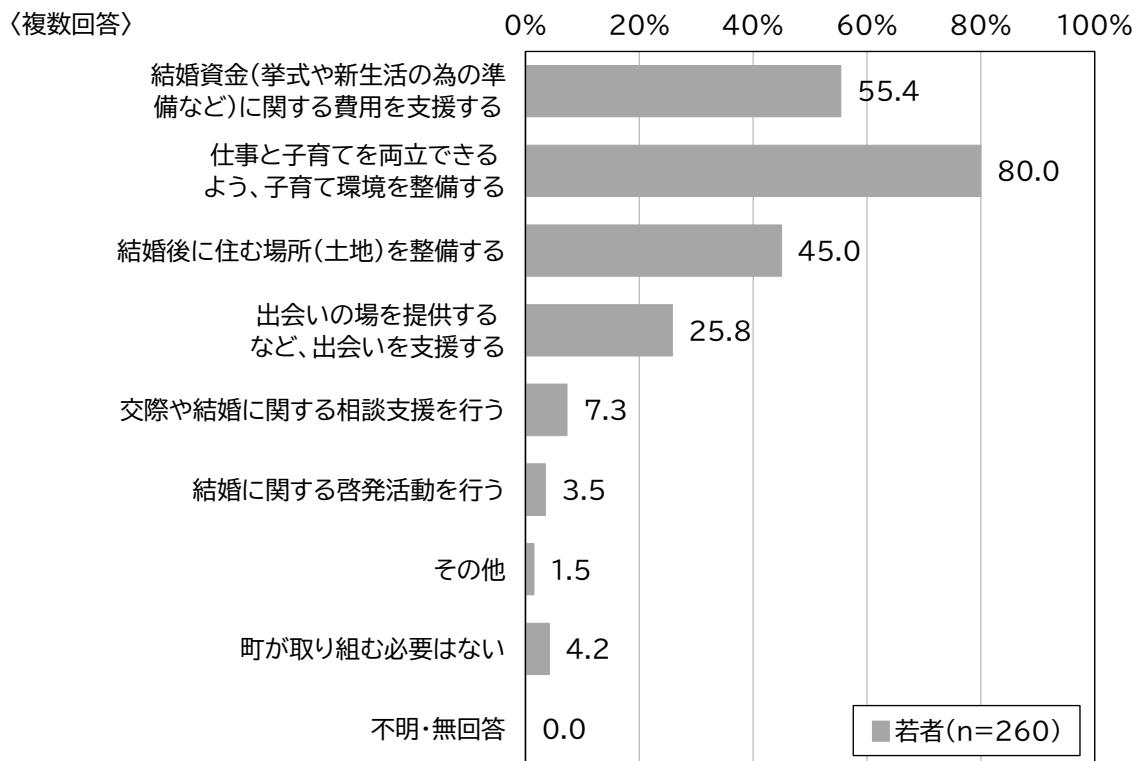
若者



⑧結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、あるとよい支援

若者の結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、あるとよい支援をみると、「仕事と子育てを両立できるよう、子育て環境を整備する」が80.0%で最も高く、次いで「結婚資金(挙式や新生活の為の準備など)に関する費用を支援する」が55.4%、「結婚後に住む場所(土地)を整備する」が45.0%となっています。

図表32:結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、あるとよい支援

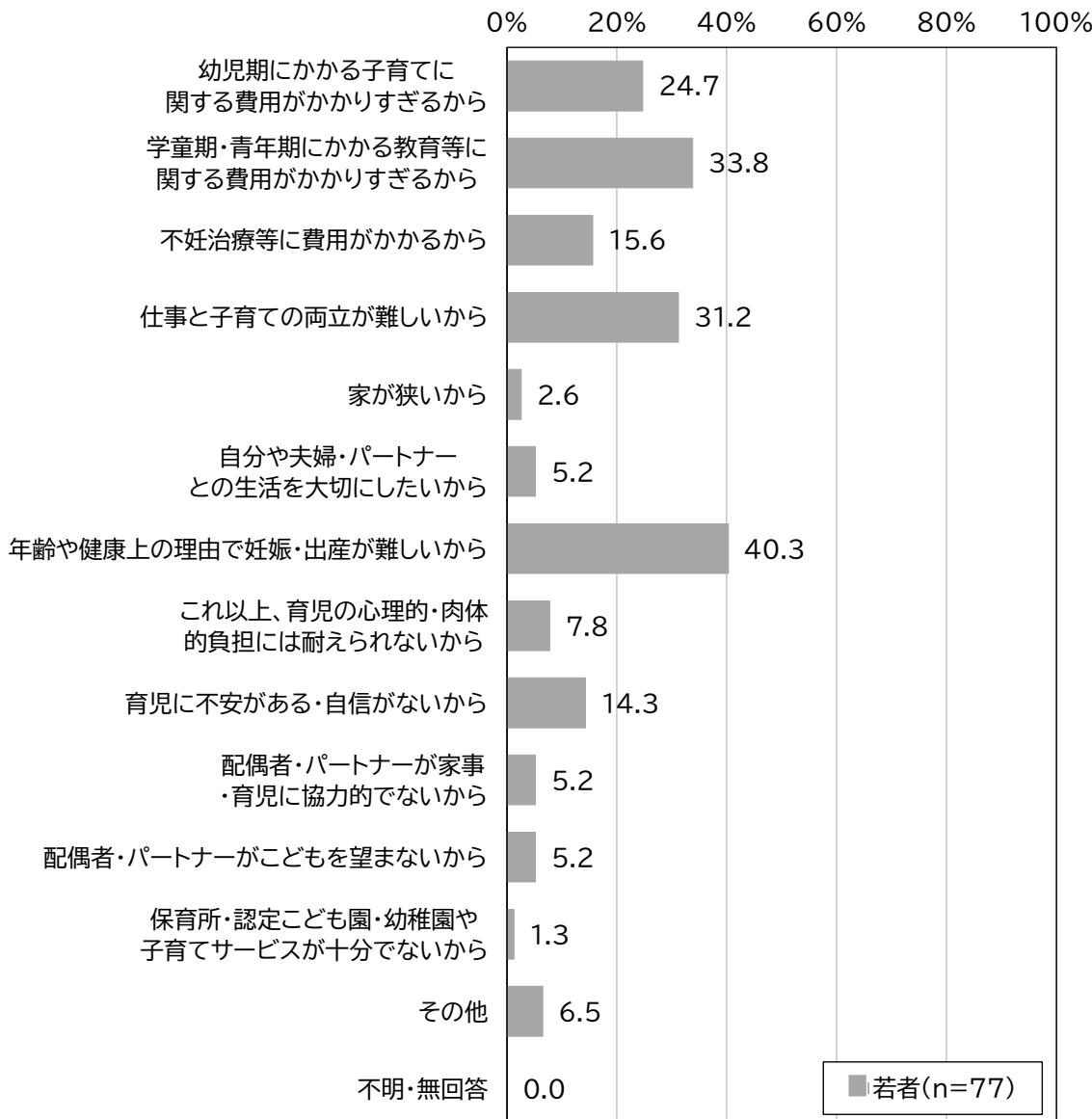


⑨理想とする数のこどもを持つると思えない理由

若者の理想とする数のこどもを持つると思えない理由をみると、「年齢や健康上の理由で妊娠・出産が難しいから」が40.3%で最も高く、次いで「学童期・青年期にかかる教育等に関する費用がかかりすぎるから」が33.8%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が31.2%となっています。

図表33:理想とする数のこどもを持つると思えない理由

〈複数回答〉

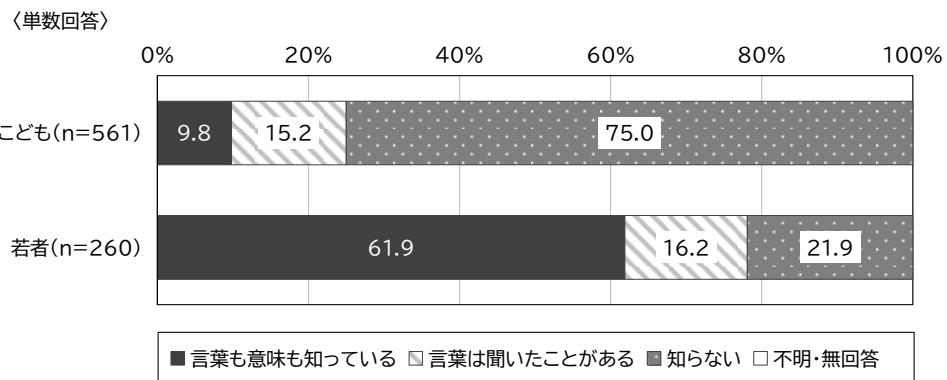


⑩ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉の認知度をみると、子どもでは、「知らない」が75.0%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」が15.2%、「言葉も意味も知っている」が9.8%となっています。

若者では、「言葉も意味も知っている」が61.9%で最も高く、次いで「知らない」が21.9%、「言葉は聞いたことがある」が16.2%となっています。

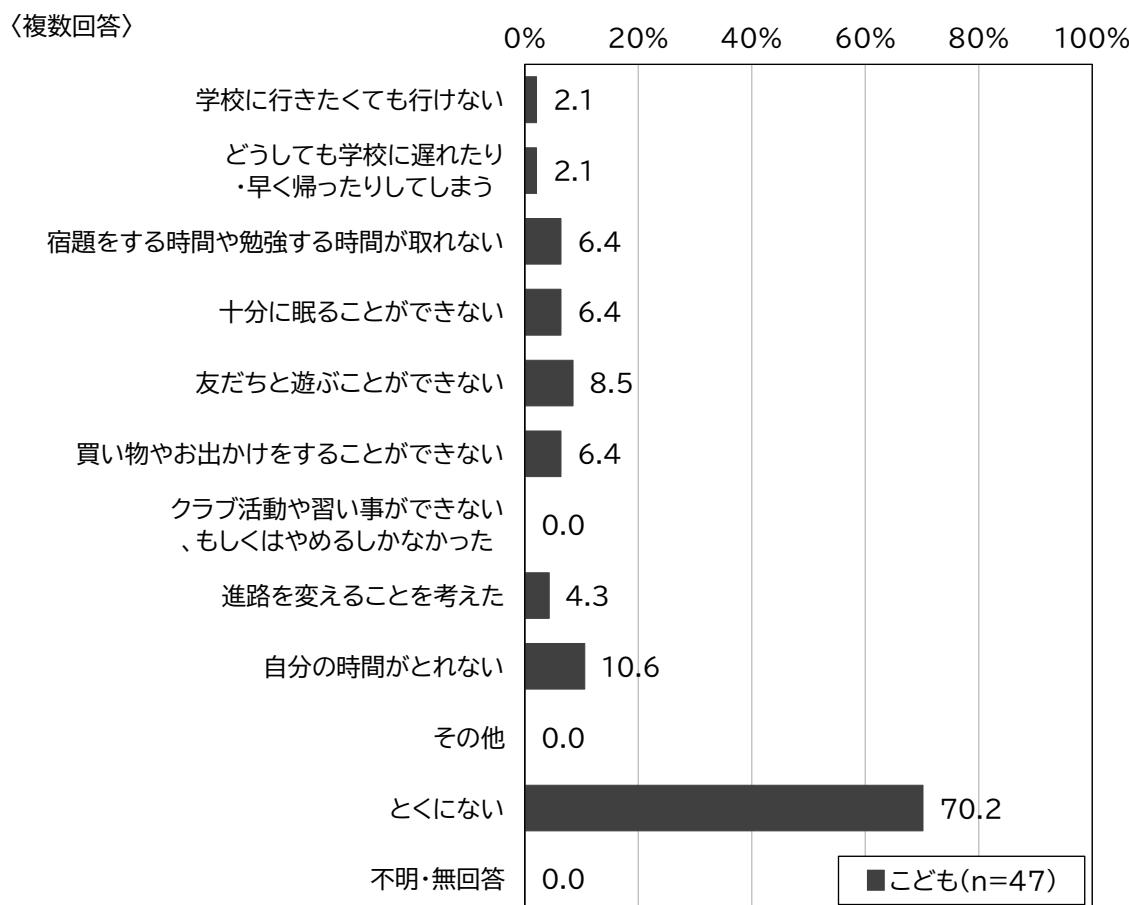
図表34:ヤングケアラーという言葉の認知度



⑪お世話をしていることで、やりたいけどできていないこと

子どもが家族のお世話をしていることで、やりたいけどできていないことをみると、「とくにない」が70.2%で最も高く、次いで「自分の時間がとれない」が10.6%、「友だちと遊ぶことができない」が8.5%となっています。

図表35:お世話をしていることで、やりたいけどできていないこと

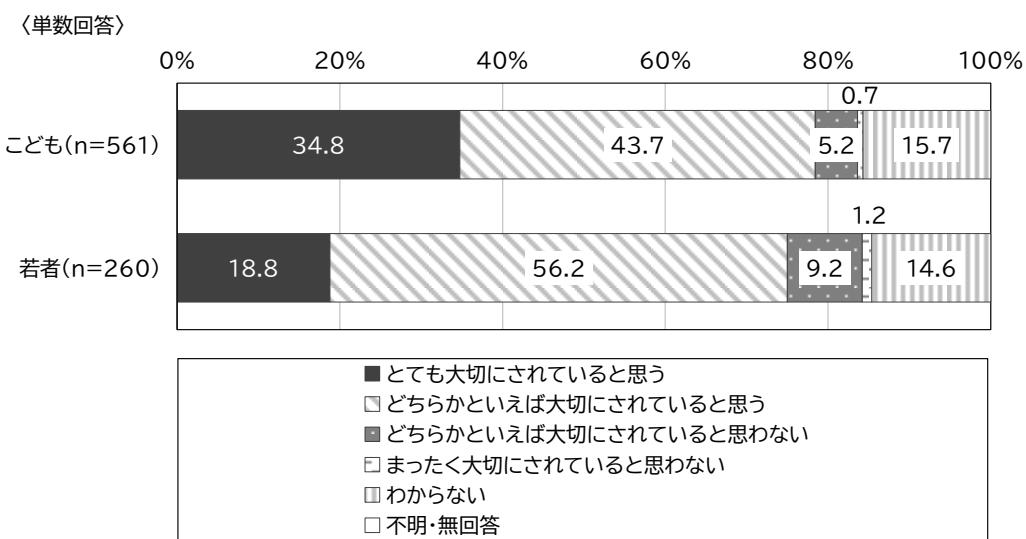


⑫自分の身の回りで、子どもの権利が大切にされていると思うか

自分の身の回りで、子どもの権利が大切にされていると思うかみると、子どもでは、「どちらかといえば大切にされていると思う」が43.7%で最も高くなっています、「とても大切にされていると思う」「どちらかといえば大切にされていると思う」を含めた概ね大切にされていると思うは78.5%、「どちらかといえば大切にされていると思わない」「まったく大切にされていると思わない」を含めた概ね大切にされていると思わないは5.9%となっています。

若者では、「どちらかといえば大切にされていると思う」が56.2%で最も高くなっています、「とても大切にされていると思う」「どちらかといえば大切にされていると思う」を含めた概ね大切にされていると思うは75.0%、「どちらかといえば大切にされていると思わない」「まったく大切にされていると思わない」を含めた概ね大切にされていると思わないは10.4%となっています。

図表36:自分の身の回りで、子どもの権利が大切にされていると思うか

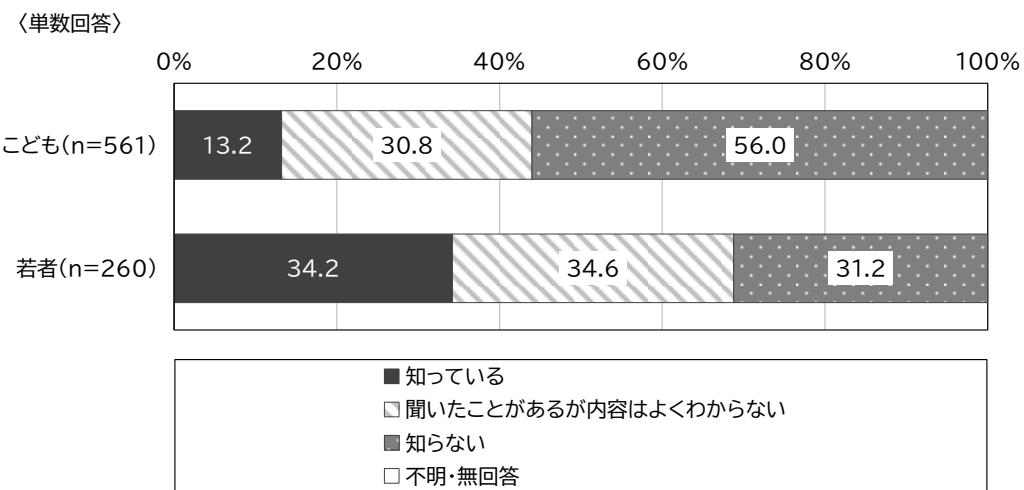


⑬すべてのこどもには「意見を表明する権利」があるということを知っているか

すべてのこどもには「意見を表明する権利」があるということを知っているかみると、こどもでは、「知らない」が56.0%で最も高く、次いで「聞いたことがあるが内容はよくわからない」が30.8%、「知っている」が13.2%がとなっています。

若者では、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」が34.6%で最も高く、次いで「知っている」が34.2%、「知らない」が31.2%となっています。

図表37:すべてのこどもには「意見を表明する権利」があるということを知っているか



5 芦北町のこどもや子育てを取り巻く課題

【1】 第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえた課題

第2期子ども・子育て支援事業計画では、「地域で支えあい だれもが安心して子育てできるまち あしきた」を基本理念として、4つの基本目標と12の取組方針を掲げ、様々な施策を展開してきました。

ここでは、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標と取組方針ごとに、実施状況を振り返り、関連する統計データや各種調査結果を踏まえ課題の整理を行っています。さらに、課題に対して本計画のどの項目で対応しているのかを「本計画の関連箇所」として記載しています。

課題1 子育て支援体制の充実（第2期計画の基本目標1について）

（1）地域における子育て支援体制の充実

本町では、放課後児童クラブや放課後子ども教室の安定的な運営によって就学児童の放課後や長期休暇等の居場所を確保してきました。

特に放課後児童クラブのニーズは高く、町のアンケート結果では、就学前児童の保護者が小学校低学年時には放課後児童クラブを利用したいと希望している割合が57.9%となっています。一方で、小学生児童の保護者が低学年時に放課後児童クラブを利用していると回答した割合は29.7%と半分以下の割合になっています。ニーズと実態に乖離があることから、ニーズの把握を適切に行い、待機児童が発生しないように対応していく必要があります。

また、子育て支援センターにおいて、子育ての交流の場の提供、子育て関連の情報提供や育児相談ができる体制を整えてきましたが、町のアンケート結果では、気軽に相談できる場所としての割合は少ない（就学前児童の保護者：5.3%、小学生児童の保護者：1.2%）ことから、子育て支援センターの周知のみならず、相談しやすい場所づくりを行っていく必要があります。

さらに、病児・病後児保育事業については、令和2年の調査と比較して、利用したいと思った割合が増加（就学前児童の保護者：15.3%→25.9%、小学生児童の保護者：7.1%→10.7%）しており、ニーズが増加していることから、実施について検討する必要があります。

本計画の関連箇所

- ▶ 基本目標3（1）相談の場・交流の場の充実
- ▶ 基本目標3（4）多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
- ▶ 基本目標3（5）子どもの居場所づくりの推進

(2) 支援が必要なこどもと保護者への支援

ひとり親家庭等や生活困窮世帯については、関係機関と連携した体制を整備し、相談に対応してきました。

今後は、企業と連携したひとり親相談窓口の設置や、子どもの貧困対策として、子ども食堂の運営に関する支援についても検討していく必要があります。

町のアンケート結果では、生活に経済的なゆとりが「まったくない」と答えた方もおり(就学前児童の保護者:5.1%、小学生児童の保護者9.6%)、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が必要です。

本計画の関連箇所

基本目標2 (1) 子どもの貧困対策の推進

基本目標2 (4) 困難を抱えるこども・子育て世代への支援の充実

(3) 子育て家庭への経済的支援

町では子育て家庭の経済的な負担軽減及び児童の健全育成を図るため、18歳までの子ども医療費無償化や保育料無償化、副食費無償化、小・中学校の給食費無償化を行ってきました。

町のアンケート結果では、若者が結婚したいと思わない理由として「結婚資金や、結婚後の生活に経済的な不安がある」と回答した割合が20%となっており、また、理想とすることの数を持つると思わない理由で「学童期・青年期にかかる教育等に関する費用がかかりすぎるから」と回答した割合が33.8%となっています。

実際に子育てしている人だけでなく、これから結婚しようとする人やこどもを持ちたいと思う人が安心して将来を見据えることができるよう、今後も、次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実が必要です。

本計画の関連箇所

基本目標3 (11) 子育て世代への経済的支援

課題2 相談体制の充実 (第2期計画の基本目標2について)

(1) 子育て相談・情報提供の充実

町では、福祉課内にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行っています。また、町ホームページのリニューアルや、町公式LINEの開設により、情報発信及び情報にアクセスしやすいように取り組んだほか、保育所等が適切な保育が提供できるよう、事業者との情報共有にも努めました。

町のアンケート結果では、子育てに関する情報をインターネットから入手している割合が約半数(就学前児童の保護者:61.1%、小学生児童の保護者:47.7%)おり、今後も、保護者が必要な時にサービスを利用できるよう、オンラインも活用した情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

本計画の関連箇所

基本目標3 (1) 相談の場・交流の場の充実

(2) 母子の健康支援の充実

町では、母子保健手帳交付時の面談や乳幼児健診時の相談対応等を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っていきました。

町のアンケート結果では、就学前児童の保護者が子育てに関して悩んでいること、気になっていることとして、「食事や栄養に関する」と回答した割合が29.6%となっています。こどもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が必要です。

また、芦北町に必要だと思う子育て支援策については、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」と回答した割合が約50%以上(就学前児童の保護者:52.8%、小学生児童の保護者:50.3%)と多くなっています。芦北町に小児科がないことを踏まえ、医療体制も課題となっています。

本計画の関連箇所

基本目標3 (2) 母子の健康支援の充実

(3) 思春期の健康教育、食育の充実

町では、出産や育児についての健康講話や赤ちゃんふれあい等を通して、命の大切さ等について考える機会を設けてきました。

また、希望のあった保育所等や小中学校に対して、「健康教室」の実施や、調理実習や行事食作り等の「食育活動」を行い、生涯を通じた健康づくりも推進してきました。

町のアンケート結果では、こどもが悩んでいることや不安なこととして、「自分の健康のこと」と回答した割合が8.2%となっています。また、小学生児童の保護者が子育てに関して悩んでいること、気になっていることとして、「食事や栄養に関する」と回答した割合が16.7%となっています。

こどものうちから、適切な生活習慣を身に着けられるように、健康づくりに対する意識の向上を図るため、各種事業に継続して取り組む必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標3 (6) こどもの心身の健康づくりの推進

(4) 障がいのあるこどもと保護者への支援

児童福祉サービスの利用者は年々増加しています。療育は、圏域単位での体制づくりに努めており、「児童発達支援センターにこにこ」がその中核機関として、その役割を担っています。

町のアンケート結果では、子育てに関して悩んでいること、気になっていることとして、「病気や発育・発達に関する」と(就学前児童の保護者:26.4%、小学生児童の保護者:21.8%)が挙げられています。

また、育児等に関して気軽に相談できる人や場所がなく、悩みや不安を抱えたり、相談支援体制に不満を感じたりしている保護者が一定数います。

相談窓口の周知とあわせて、引き続き支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、障がい児や発達に課題のあるこどもが、将来にわたって安心して生活できるよう支援を行う必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標2 (3) 障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援

(5) 児童虐待防止対策の充実

町においては、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で乳幼児の発育・発達の状況、家庭環境等の把握を行い、児童虐待の早期発見に努めています。さらに、要保護児童対策地域協議会によるケース会議を実施し、地域の関係機関や児童相談所と情報共有を行い、連携を深めています。

今後、相談の多様化・複雑化に対応するために、より一層、関係機関と連携し、ケースの解決を図っていく必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標2（2）児童虐待防止対策やヤングケアラーに対する支援の推進

課題3 教育・保育サービスの充実 (第2期計画の基本目標3について)

(1) 教育・保育サービスの充実

現在、不適切保育が社会問題となっており、こども主体の「質の高い保育」を保障するための人材育成が求められています。町では、各保育施設の質の向上・保育者の専門性の向上を図るため、保育施設を運営する各法人に「幼児教育アドバイザー」研修を受講していただくことで、「質の高い保育」の提供に繋げる取組を行っていますが、今後は、各保育施設の取組を共有するための研修会を実施する等、町内全体で更なる保育の質の向上を図っていく必要があります。

また、保育施設での「育ち」から小学校での「学び」への円滑な接続を図るため、小学校教諭・保育士等の意見交換等の研修事業を実施しており、今後も継続することで、子どものより良い成長を支援していく必要があります。

さらに、教育・保育施設に関する取組として、各保育所等及び小中学校での防災訓練や、こどもやその保護者に配慮した避難所運営等を行ってきました。今後もこのような子どもを災害から守る取組について、地域全体で取り組んでいく必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標3（3）教育・保育サービスの充実

基本目標4（1）こどもを犯罪や事故、災害から守る地域づくりの推進

(2) 教育環境の充実

教育環境の充実については、ICT機器の導入等、時代に合わせた学習環境の整備、特別な支援を必要としている児童・生徒への支援を行ってきました。また、キャリア教育のひとつとしての職場体験事業を行ってきました。

町のアンケート結果では、学校が「(とても・まあまあ)楽しい」と回答した子どもの割合は92.5%と9割を超えていました。一方で、「あまり楽しくない」と回答した割合は6.8%、「全く楽しくない」と回答した割合は0.7%となっています。また、学校生活で不安なことについては、「勉強のこと」と回答した割合が最も高くなっています。

教育環境の更なる充実のためには、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、全てのこどもがのびのびと学ぶことができる環境づくりが必要です。それとともに学校生活をより充実したものとするため、将来を見据えた学びができ、こども一人ひとりの可能性をのばす環境づくりも必要です。加えて、いじめ、不登校についても未然防止や早期対応体制を充実させていく必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標3（7）安心して学ぶことのできる環境づくり

基本目標3（8）教育の質向上の推進

（3）仕事と子育ての両立支援の充実

町のアンケート結果では、「結婚したい」と思う若者の割合は45.5%、「結婚したくない」と思う割合は5.6%となっています。また、結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、あるとよいと思う支援については、「仕事と子育てを両立できるよう、子育て環境を整備する」が80.0%と最も高く、主にライフ・ワーク・バランスの実現が結婚の意向に影響があることが考えられます。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

本計画の関連箇所

基本目標3（10）仕事と家庭の両立支援の充実

課題4 こどもの健やかな成長を支える環境の充実 （第2期計画の基本目標4について）

（1）子育てに配慮した生活環境の整備

町では、安全面に配慮した児童館・公園の管理や公共施設におけるバリアフリー化を推進してきました。特に芦北町総合コミュニティセンターでは、親子が安心して過ごせる空間づくりに努めました。さらには、子育て家庭に配慮した住宅の整備・改修等を進めるほか、地域の防犯活動の推進として、防犯カメラ設置等により、犯罪や事故の抑止力向上を図りました。

町のアンケート結果では、特に「屋外でこどもが遊べる場所がほしい」とのこども意見が多くみられ、保護者においても、必要だと思う子育て支援策として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(就学前児童の保護者:63.0%、小学生児童の保護者:53.4%)との回答が挙げられていることから、検討していく必要があります。

本計画の関連箇所

基本目標4（1）こどもを犯罪や事故、災害から守る地域づくりの推進

基本目標4（2）こども・子育て世代にとって魅力的な地域づくりの推進

【2】 こども大綱を踏まえた新しい課題

ここでは、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を包含した「こども計画」を策定するにあたり、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の実施状況の振り返りからは見えてこない、町のこども・子育て世代を取り巻く課題を整理し、こども施策に関する近年の国の動きやこども大綱等の方針を踏まえて、将来に向けての新たな課題を示しています。

課題5 こどもの権利の保障・こどもが意見を言える環境

町のアンケート結果によると、「子どもの権利条約」の認知度（「詳しく知っている」+「少し知っている」+「聞いたことがある」）は、こどもでは4割以下（36.2%）、若者では7割（70.0%）、さらに内容を知っている割合（「詳しく知っている」+「少し知っている」）は、こどもでは2割以下（13.6%）、若者では4割以下（35.4%）となっており、特に、こどもの層において、認知度が低くなっています。また、自分の身の回りで子どもの権利が「とても大切にされていると思う」割合は、こどもでは4割以下（34.8%）、若者では2割程度（18.8%）となっています。

さらに、こどもでは「とくに意見を伝えたいと思わない」と回答した割合も40.1%と高くなっています。今後、こどもが自分の意見を伝えたいと思うような環境づくり、こども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。

今後は、こどもも権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの今とこれから最善の利益を図ることが求められており、こどもが自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

本計画の関連箇所

基本目標1（1）子どもの権利を大切にする意識の醸成
基本目標1（2）子どもの社会参画・意見反映の推進

課題6 ヤングケアラーへの支援や周知

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のことです。

町のアンケート結果では、子どものヤングケアラーという言葉の認知度（「言葉も意味も知っている」+「言葉は聞いたことがある」）は3割以下（25.0%）となっており、その中でも意味を知っていると答えた割合は1割程度（9.8%）となっています。

今後、社会状況の変化等により、ヤングケアラーの発生・増加が懸念されるため、周知啓発を強化すること、学校やスクールソーシャルワーカー等、子どもの関係者から情報提供を受け、相談対応・助言を行うこと、必要に応じて関係機関等と連携して適切な支援に繋げることが必要です。

本計画の関連箇所

基本目標2（2）児童虐待防止対策やヤングケアラーに対する支援の推進

課題7 こどもの居場所づくり、こどもの多様な遊び・学びの推進

町のアンケート結果によると、周りに最もあつたら良いと思う場所は、こどもでは「友だちと集まっておしゃべりできる場所」(55.4%)が最も高く、次いで「身体をおもいきり動かしてスポーツ等ができる場所」(42.6%)、「ひとりでゆっくりできる場所」(37.6%)となっています。

こどもの求める居場所は、友だちと集まれる場所、ひとりでゆっくりできる場所、スポーツができる場所と様々です。こどもの様々な居場所づくりのために地域で協力しながら、安全・安心な居場所づくりを推進していくとともに、本町ではこどもたちが気軽に利用できる総合コミュニティセンターの運営、放課後に勉強やスポーツができる等の居場所づくりを推進します。

また、居場所づくりを推進するだけではなく、こどもの多様な遊び・学びの場づくりも重要です。こどもの頃に様々な遊びを踏まえた体験や学びにより、豊かな心を育むことができます。そのために、伝統や文化体験、読書活動の推進、こども向けの講座の充実等、こどもへの様々な機会の提供を推進します。

本計画の関連箇所

基本目標3（5）こどもの居場所づくりの推進

基本目標4（3）こどもの多様な遊び・学びの推進

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

令和7年度から新たに始まる本計画にあたっては、第2期計画の基本理念である「地域で支えあい だれもが安心して子育てできるまち あしきた」を踏襲しつつ、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長し生きる喜びを感じられる町についてことを目指します。このために、町の将来像や基本目標に基づいて、計画の方向性となる基本理念を以下のように定めます。

基本理念

すべてのこども・子育て世代が 安全・安心に暮らし
いきいきと輝くまち あしきた

様々な事情を抱える家庭や困難を抱えるすべての子どもと子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できる町の実現を目指し、本計画を推進していきます。

2 施策の体系

基本理念	基本目標	取組の方針
すべてのこども・子育て世代が いきいきと輝くまちが あしきた安全・安心に暮らし	基本目標1 こどもも権利の主体 であることを地域全体で 共有する	(1) こどもの権利を大切にする意識の醸成 (2) こどもの社会参画・意見反映の推進
	基本目標2 すべてのこどもや子育て世代 を支援する	(1) こどもの貧困対策の推進 (2) 児童虐待防止対策やヤングケアラーに対する支援の推進 (3) 障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援 (4) 困難を抱えるこども・子育て世代への支援の充実
	1. 妊娠期から 乳幼児期まで	(1) 相談の場・交流の場の充実 (2) 母子の健康支援の充実 (3) 教育・保育サービスの充実 (4) 多様なニーズに対応した子育て支援 サービスの充実
	2. 学童期から 思春期まで	(5) こどもの居場所づくりの推進 (6) こどもの心身の健康づくりの推進 (7) 安心して学ぶことのできる環境づくり (8) 教育の質向上の推進 (9) こどもの進学や就労支援の充実
	3. 子育て世代	(10) 仕事と家庭の両立支援の充実 (11) 子育て世代への経済的支援
	基本目標4 こどもや子育て世代が幸せに 暮らすことができる 地域をつくる	(1) こどもを犯罪や事故、災害から守る地域づくりの推進 (2) こども・子育て世代にとって魅力的な地域づくりの推進 (3) こどもの多様な遊び・学びの推進

第4章 施策の展開

【基本目標1 こどもも権利の主体であることを地域全体で共有する】

(1) こどもの権利を大切にする意識の醸成

① 方針に対する考え方

こども大綱においては、こども施策に関する基本的な方針の一つとして、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る」と記載されています。

さらに国においては、こども基本法及び子どもの権利に関する条約の趣旨・内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めているところです。

② 町の方針

子どもの権利が尊重される社会の実現のため、こどもも権利の主体であることを広く周知し、子どもの権利に対する理解を深める取組を推進していきます。

③ 主な取組

取組	主権者教育
担当課	教育課
取組内容	<p>主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、「社会を生き抜く力」や「地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力」を身につけさせるため、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する教育を推進しています。</p> <p>また、選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力の育成が必要とされる中、地域学校協働本部との協働により、地域とも連携を図っていきます。</p>

取組	人権教育
担当課	教育課
取組内容	<p>人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではなく、学級をはじめ教育活動全体で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを、児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが重要です。</p> <p>部落差別をはじめとする様々な人権問題(ハンセン病、水俣病、ジェンダー・アイデンティティ等を含む。)に取り組み、差別や偏見をなくし、人権尊重の精神を培い、こどもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進していきます。</p>

(2) こどもの社会参画・意見反映の推進

① 方針に対する考え方

子どもの権利条約では、児童の意見を表明する権利(意見表明権)について規定されています。また、こども基本法においては、こども施策の基本理念として、全てのこどもが、年齢や発達の程度に応じて意見を表明する機会と社会的活動に参画する機会の確保、その意見の尊重と最善の利益を優先して考慮することが定められています。

② 町の方針

こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備や、家庭や学校、地域等、社会全体に対してこどもの意思を表明する権利について周知啓発を行っていきます。

③ 主な取組

取組	こどもの意見の反映
担当課	企画財政課 福祉課
取組内容	<p>子ども・子育て施策を検討する際には、当事者であるこどもからも、それぞれの状況に配慮しながら、様々な手法を用いて意見を聴き、施策に反映します。</p> <p>また、こどもが意見を表明しやすい環境整備にも努めます。</p>

取組	こどもの社会参画の機会の創出
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	<p>こどもが社会に参画できる機会づくりを推進するため、学童や学校等において、こども自身が計画し、ものごとを作り上げることを支援するほか、イベント等の開催を行います。</p> <p>また、毎年1月に実施する二十歳を祝う会では、対象者自身で組織する実行委員会を主体として企画・立案を行います。</p>

■ 基本目標2 すべてのこどもや子育て世代を支援する

(1) こどもの貧困対策の推進

① 方針に対する考え方

国では、平成25年6月に制定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を令和6年6月に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として改正し、現在の貧困だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げています。

② 町の方針

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、貧困の状況にあるこどもや子育て世代が社会的孤立に陥ることのないよう必要な支援を行っていきます。

③ 主な取組

取組	支援が必要な子育て世代への相談支援
担当課	福祉課
取組内容	生活困窮者が抱える複合的な課題に対応するため、関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った相談支援体制の充実を図ります。また、芦北町社会福祉協議会と連携しながら、活動支援を行っていきます。

取組	ひとり親家庭等への経済的支援
担当課	福祉課
取組内容	ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、ひとり親の医療費助成や児童扶養手当等の経済的支援に関する対応を行っていきます。

取組	教育に係る負担の軽減
担当課	教育課
取組内容	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助(準要保護児童生徒就学援助費交付)を行うことで、児童生徒が安心して教育を受けられ、教育の機会均等を図っています。 今後も学校や福祉課等と連携し、こどもの家庭状況の把握に努め、就学援助の適正な提供に努めます。

取組	子ども食堂の運営支援
担当課	福祉課
取組内容	こどもの貧困対策や居場所づくりとして、子ども食堂に対する運営支援を検討します。

(2)児童虐待防止対策やヤングケアラーに対する支援の推進

①方針に対する考え方

児童虐待防止については、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSができる限り早期に把握し、具体的な支援に繋げていく必要があります。

全国的に児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、また、その内容も多様化・複雑化しています。今後、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応するために、より一層関係機関と連携し、様々な角度から、各ケースの解決を図っていく必要があります。

加えて、令和6年6月には子ども・若者育成支援推進法において「ヤングケアラーは国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

熊本県では、令和4年7月から、熊本県ヤングケアラー相談支援センターを開設し、コーディネーターの配置による相談対応やピアサポート等の相談支援、オンラインサロンの設置・運営、関係機関等を対象とした研修会の開催等を実施し、ヤングケアラーへの支援を推進しています。

②町の方針

関係機関と連携を取りながら早期発見できる仕組み、支援へ繋げる体制を整えます。加えて、社会的養護が必要な妊産婦、子育て世代、子どもが相談しやすい環境づくりを行っていきます。

③主な取組

取組	児童虐待の早期発見と予防への取組
担当課	健康増進課
取組内容	乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等の母子保健事業を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めています。今後も母子健康手帳交付時の面談や産前・産後サポート事業等の子育て世代包括支援センターによる事業と併せ、関係機関と連携を図りながら、継続して実施します。

取組	児童虐待に関する相談体制の充実
担当課	福祉課
取組内容	関係行政機関及び地域の関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会による個別ケース会議を実施することで、解決に向けて検討を行います。また、多様化・複雑化するケースに対応できる人材の育成のため、熊本県(児童相談所)で実施される研修等への参加を積極的に行っていきます。

取組	こども家庭センターの設置・連携
担当課	福祉課 健康増進課
取組内容	令和6年度に福祉課・健康増進課が設置したこども家庭センターにて、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行い、切れ目がない相談支援体制の充実に取り組みます。

取組	虐待防止に関する啓発活動の充実
担当課	福祉課
取組内容	これまで、町の広報誌やパンフレット、ポスターを活用し、広報活動を展開しています。今後も継続して実施するとともに、更なる啓発のため、町ホームページへ掲載及び内容の充実に取り組みます。

取組	ヤングケアラーに関する周知啓発
担当課	福祉課 教育課
取組内容	ヤングケアラーを早期把握し、必要な支援に繋げていくためには、学校や関係機関の周囲の人々がヤングケアラーにいち早く気づくことが大切です。また、自身がヤングケアラーであると認識できていない子どもが、支援が必要であることに気づくことも大切です。今後、リーフレットの配布・説明等を通してヤングケアラーに関する周知啓発に取り組みます。

(3) 障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援

① 方針に対する考え方

障がい児や発達面で支援が必要なこども、また家庭内に特別な状況がある場合には、一般的な保育サービスに加え、特別な支援が求められます。

また、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がいや発達の特性を早期把握し、個々の特性や状況に応じた適切な支援・サービスに繋げていく必要があることに加え、こども本人のみならず、保護者やきょうだいへの支援を進めることも大切です。

② 町の方針

関連計画である「第5期芦北町障がい者プラン、第7期芦北町障がい福祉計画及び第3期芦北町障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

③主な取組

取組	相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実
担当課	福祉課
取組内容	相談支援事業所を中心とした、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っていきます。また、障がい児を持つ親及び福祉関係者の相互理解を図るための取組を行っていきます。

取組	障がいの早期発見、早期対応・療育の充実
担当課	健康増進課
取組内容	妊婦や新生児、乳幼児に対する各種健康診査や保健指導等を充実させるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達障がいや療育に係る事業を拡充していきます。

取組	障がい児支援のネットワークの強化
担当課	福祉課
取組内容	関係機関、社会福祉法人等との連携を強化し、未就学児を対象とした相談支援、児童発達支援、就学児を対象とした放課後等支援の放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。

取組	特別支援教育の実施
担当課	教育課
取組内容	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、町立の小中学校における支援教室の設置や関係機関等との連携により、適切な教育的支援を行うために障がい理解等の研修等を充実し、障がい児に関わる全ての教職員が、専門的な知識を身につけ、障がい種別の多様化等に適切に対応できる体制の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

取組	家庭教育支援の充実
担当課	福祉課
取組内容	「あしきたペアレント・プログラム」というお子さんの個性に合った育て方や、より良い親子関係をつくる方法を学ぶ子育てサポート講座として全6回のグループ・プログラムを実施していきます。

取組	進路相談・就労支援
担当課	福祉課
取組内容	就労を希望する障がい児が円滑に働くように、進路相談により生徒の就職希望の把握を行い、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら進学・就労支援を推進します。

(4) 困難を抱えるこども・子育て世代への支援の充実

① 方針に対する考え方

様々な悩みや困難を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりする等、困難な状況に置かれたこども・子育て世代がアクセスしやすい相談先の充実や気軽に相談できる人との繋がりを持てる場の提供等が求められています。

② 町の方針

「第2期芦北町自殺対策計画」や「第4期芦北町健康づくり推進計画」に基づき、経済面や不登校、ひきこもり等の社会的自立に困難を抱えるこども・子育て世代への支援体制の構築や、困難な状況に陥ることを未然に防ぐための取組を推進していきます。

③ 主な取組

取組	困窮世帯等への生活支援
担当課	福祉課
取組内容	芦北町社会福祉協議会において、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施しています。芦北町福祉課や県芦北福祉事務所等と連携し、生活保護や住宅確保、就労支援等の各種支援へ繋いでいきます。

取組	こころの健康に関する相談体制の充実・周知
担当課	健康増進課
取組内容	リーフレットの作成等、こころの健康に関する情報や自殺予防に関する相談窓口の周知啓発を図ります。また、困難を抱えるこども・子育て世代が相談しやすい環境や相談方法について県事業との連携も視野に入れながら、検討していきます。

取組	こころの健康に関する取組の充実
担当課	健康増進課
取組内容	町民向けの健康教室やイベント等の実施により、心の健康づくりに関する知識の普及や理解促進を図ります。保育施設・小中学校においても健康やいのちの大切さに関する講話を継続して行い、こどもの頃からいのちや自分を大切にすることについて考える機会をつくります。

取組	こども・子育て世代を支える人材育成の推進
担当課	健康増進課
取組内容	自殺の危機を抱えた人に気づき、適切な支援や相談へ繋げ、見守ることができる地域人材の育成としてゲートキーパー養成講座を行っており、こども・子育て世代の支援に携わる人の参加を促しています。

取組	シングルマザーの活躍推進
担当課	商工観光課
取組 内容	シングルマザーの経済的自立等を図るため、町内の企業と連携し、就業スキル向上に向けたカリキュラムの提供や、シングルマザーからの無料相談体制の構築に取り組んでいきます。

■ 基本目標3 こどもの健全な成長・学び・自立を支援する

1. 妊娠期から乳幼児期まで

(1) 相談の場・交流の場の充実

① 方針に対する考え方

令和6年度から、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を統合した機関である「こども家庭センター」を設置し、町内に住むすべてのこども、妊娠婦、子育て世代の不安や悩み事の総合相談窓口として運営しています。

就学前・小学生の保護者へのアンケートでは、子育てに関して気軽に相談できる先が「いない/ない」と回答した方がおられたことから(就学前:3.7%、小学生:8.5%)、相談しやすい環境の整備が必要と考えられます。

② 町の方針

「こども家庭センター」をはじめ、町の子育てに関する事業・体制について、より一層の周知に取り組みます。さらに、各相談窓口が身近で気軽に相談できるよう、相談しやすい環境の整備を図ります。

母子保健・児童福祉の連携体制を充実させ、支援を必要としている人を把握し、適切な支援へと繋げていきます。

③ 主な取組

取組	こども家庭センターの設置・連携(再掲)
担当課	福祉課 健康増進課
取組内容	令和6年度に福祉課・健康増進課が設置したこども家庭センターにて、全ての妊娠婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行い、切れ目のない相談支援体制を充実に取り組みます。

取組	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実
担当課	福祉課
取組内容	子育てに不安を持つ家庭やもっと子育てを楽しみたいと思っている家庭が、自然な関わり合いの中で相談できる場所として「子育て支援センター」を開設しています。就学前のこどもとその保護者が対象となっており、田浦保育園内とあしきた・まちのこども園内に開設しています。 今後も継続して取り組み、利用しやすい・利用したい場所づくりを行い、利用の促進を図ります。

取組	母子健康手帳交付事業
担当課	健康増進課
取組内容	<p>母子健康手帳交付は、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の始まりです。母子手帳交付時には、保健師・助産師・管理栄養士が健康状態等の聞き取りを行い、妊娠中の過ごし方等の保健指導や子育て支援制度について紹介します。</p> <p>また、様々な事情により面談等が実施できない場合に、DXを活用した取組（オンラインによる面談等）等を検討していきます。</p>

取組	情報提供の充実
担当課	福祉課 健康増進課
取組内容	<p>町ホームページや公式LINE、広報誌等を通じて、子育てサービス等の情報を周知するとともに情報の充実にも努めます。</p> <p>また、子育て世代が必要なサービスを利用できるよう、母子手帳アプリ等、ICTの活用も行いつつ、情報を提供するとともに、保育所等とも情報を共有します。</p>

取組	小児医療体制の充実
担当課	健康増進課
取組内容	乳幼児訪問や乳児検診時に医療機関の情報提供を行います。また、町の広報やHPを活用して、子ども医療電話相談#8000を掲載し周知していきます。

(2)母子の健康支援の充実

①方針に対する考え方

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、親が安心して妊娠・出産でき、生まれたこどもが健やかに育まれていくためには、子どもの誕生前から切れ目なく家庭を支えるサービスの充実が求められています。妊婦・子育て家庭に寄り添い、安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備が必要です。

就学前保護者へのアンケートでは、子育てに関して、悩んでいることについて、約3割程度の方が、「食事や栄養に関するこども」(29.6%)と「病気や発育・発達に関するこども」(26.4%)を挙げられています。

②町の方針

母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、妊娠期から出産、子育て期に至るまでのきめ細やかで一貫した支援体制を充実させています。

「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、母子保健計画に沿った子どもの健康や妊産婦及び育児支援に関する普及啓発を行っていきます。

③主な取組

取組	妊婦健康診査の推進
担当課	健康増進課
取組内容	<p>母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票(14回分)の交付をしています。</p> <p>妊婦健康診査に係る費用を助成し、安心して妊娠・出産ができる環境を整えるとともに、こどもの健やかな発育・発達を支援します。</p>

取組	新生児、乳幼児訪問指導事業
担当課	健康増進課
取組内容	<p>乳児のいる家庭への全戸訪問、育児不安の強い保護者等への家庭訪問、また、乳幼児健診等で支援が必要と把握した幼児の保育園訪問を実施しています。加えて、支援が必要なケースについては関係機関と連携を図り、支援を行っています。</p> <p>今後も家庭訪問や保育園訪問を実施し、乳幼児の発育・発達に関する支援、育児不安等のある保護者への支援を行っていきます。</p>

取組	乳幼児健診の充実
担当課	健康増進課
取組内容	<p>健診対象者への個別通知、町の広報誌の活用、電子母子手帳アプリへの情報掲載等、様々な周知方法を用いて健診の周知を図り、健診を一つの相談支援の重要な場として捉え、受診率100%を目指し実施します。</p> <p>健診後のフォローが必要となった母子等に対しては、精神面へも配慮しながら発達の確認や育児相談等を行っていきます。</p>

取組	母親の心のケアの充実
担当課	健康増進課
取組内容	<p>産婦人科等の医療機関から情報提供のあった家庭へ訪問を行っています。関係機関と連携し、母親のケアや育児支援等を実施しています。</p> <p>継続支援が必要なケースについては、継続した訪問、相談支援の実施、また、産後ケア事業へ繋ぎ、関係機関と連携した支援を実施していきます。</p> <p>特に産後ケア事業については、希望する人がいつ・どこでも支援されるように、実施方法の検討と充実を図ります。</p>

取組	親子の安心サポートの充実
担当課	健康増進課
取組内容	<p>妊娠出産に関すること、育児に関すること、子どもの発育・発達に関すること等を妊婦や保護者が相談できる場として実施し、相談支援を行っています。</p> <p>今後も住民ニーズを把握しながら、継続して実施します。</p>

取組	離乳食学習会の実施
担当課	健康増進課
取組内容	<p>乳幼児健診時、保護者に離乳食に関する困りごとがないか伺い、試食を交えてサポートして行きます。また、児童に対しても児童食相談を実施して、食に対するサポートを行っていくことで、子どもの健やかな発育・発達に繋げられるよう、また、食の大切さや楽しさ等を伝えられるよう今後も継続して実施します。</p>

取組	予防接種の実施
担当課	健康増進課
取組内容	<p>感染症の予防と重症化予防、また、まん延防止を目的として、医療機関と連携し、予防接種法に基づき予防接種を行っています。</p> <p>対象者への個別通知、まちだよりやホームページ等を活用した情報掲載等、様々な方法を用いて周知を図り、各予防接種の接種率100%を目指します。</p>

取組	児童期からの虫歯予防対策
担当課	健康増進課
取組内容	<p>子どもの虫歯対策として、1歳児歯科健康診査、フッ化物洗口事業、フッ化物塗布事業等を行っていきます。</p> <p>1歳児歯科健康診査の参加率及びフッ化物塗布や洗口利用率を上げるだけでなく、保護者に対して歯科疾患等に関する知識の普及啓発等を強化し、児童期からの健全な歯・口腔の育成を図る事業や具体的な歯科保健指導の内容等を随時見直しながら実施していきます。</p>

取組	こどもをもつことを希望する人への支援
担当課	健康増進課
取組内容	不妊症の夫婦に対して、一般不妊治療や生殖補助医療に要する費用の一部助成を実施します。

(3)教育・保育サービスの充実

①方針に対する考え方

女性の就業率の上昇等による共働き世帯の増加等、こどもと家庭を取り巻く環境が多様化しています。平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」以降、これまで認定こども園・保育所等における、幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んできましたが、今後も様々な保育ニーズに対応するための環境整備を行っていく必要があります。

また、不適切保育が社会問題となっており、こども主体の「質の高い保育」を保障するための人材育成が求められています。

教育・保育の質の向上のためには、携わる保育士等の人材育成が必要です。研修会等の実施を継続することはもとより、より多くの人に参加いただけるような支援も課題となっています。

②町の方針

本計画の第5章に定める確保方策に基づき、適切な教育・保育サービスの提供を行っていくとともに、教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ります。

③主な取組

取組	保育所等の適切な定員管理
担当課	福祉課
取組内容	教育・保育の量の見込みを、ニーズを踏まえて適切に把握することで、待機児童が発生しないよう努めています。具体的な確保方策については、本計画の第5章にて設定しており、計画期間中にも適宜見直しを行うことで、現状に即した適正な定員管理を行っていきます。

取組	保育士等の確保の推進
担当課	福祉課
取組内容	新たな保育士等の人材確保については、保育補助者雇用強化事業等を活用し、保育士資格取得への取組を行っています。今後も新たな保育士等の人材確保とともに、ICT化を推進することで、業務を効率化し、保育士の負担軽減と離職防止を図っていきます。

取組	幼児教育・保育の質の向上
担当課	福祉課
取組内容	幼児教育・保育の更なる質の向上を図り、こどもたちが心身ともに充実し、健全な成長や発達を促進するために、「幼児教育アドバイザー」を各園に配置する取組を今後も継続して実施します。

取組	保幼小の連携の推進
担当課	福祉課
取組内容	<p>児童の保育所等での「育ち」から小学校での「学び」への円滑な接続を図ることを目的に保・幼・小の連携を強化していきます。</p> <p>幼児教育アドバイザー派遣事業を活用した参加型演習や気になる児童への対応についての講習、小学校教諭・保育士等の意見交換等の研修事業を実施し、こどものより良い成長を支援します。</p>

取組	教育・保育施設における防災対策の実施
担当課	総務課 福祉課
取組内容	<p>各保育所等及び小中学校については、要配慮者利用施設避難確保計画に基づいた年1回の訓練を実施しており、町においては毎月の避難訓練が適切に行われるよう、監査の際に指導を行っています。</p> <p>今後も避難・救助・情報提供等、各分野でこどもに配慮した防災対策に努めるとともに、防災担当課や関係団体と連携します。</p>

(4)多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

①方針に対する考え方

子育ての経済的負担を軽減するため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当支給のほか、認定こども園・保育所等の保育料無償化や副食費無償化、18歳までの子ども医療費無償化の取組を行っています。

様々な子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの「提供体制の確保」と「質の向上」を行っていく必要があります。

②町の方針

これまでの取組を継続することに加えて、多様なニーズに対応するため、引き続き子育て支援サービスの充実に努めています。具体的には、こども誰でも通園制度の実施をいち早く目指すほか、就学前・小学生の保護者へのアンケートでニーズの増加が見られた、病児・病後児保育事業の実施について検討していきます。

③主な取組

取組	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実(再掲)
担当課	福祉課
取組内容	<p>子育てに不安を持つ家庭やもっと子育てを楽しみたいと思っている家庭が、自然な関わり合いの中で相談できる場所として「子育て支援センター」を開設しています。就学前の子どもとその保護者が対象となっており、田浦保育園内とあしきた・まちのこども園内に1箇所ずつ開設しています。</p> <p>今後も継続して取り組み、利用しやすい・利用したい場所づくりを行い、利用の促進を図ります。</p>

取組	こども誰でも通園制度の実施
担当課	福祉課
取組内容	<p>保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。本町では令和7年度からの実施を目指します。</p>

取組	一時預かり等の推進
担当課	福祉課
取組内容	<p>就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦世帯の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、現在、町内7園すべてで実施体制を整えています。今後も町内すべての園で実施体制を整え、突発的な利用にも対応できるようにしていきます。</p>

取組	保育料完全無償化の実施
担当課	福祉課
取組内容	<p>すべての子育て家庭に対して、平等に負担を軽減し、子育てしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの健全な育成を図るため、本町独自で保育料の完全無償化を実施しています。子育てに関する経済的支援として、今後も継続的に取り組んでいきます。</p>

取組	子ども医療費助成事業の推進
担当課	福祉課
取組内容	<p>子育て家庭の経済的な負担軽減及び児童の健全育成を図るため、年齢が満18歳になって最初の3月31日までにこどもに係る医療費の無償化を行っています。</p> <p>子育てに関する経済的支援として、今後も継続的に取り組んでいくとともに、現物給付の適用範囲拡大等を検討していきます。</p>

2. 学童期から思春期まで

(5) こどもの居場所づくりの推進

① 方針に対する考え方

全てのこどもが、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

こども大綱において「居場所」とは、こどもが遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や人との関係性等、様々なものが「居場所」になり得ますが、その場を居場所と感じるかどうかはこども本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進することが必要であるとされています。

なお、就学前・小学生の保護者へのアンケートでは、公園を整備してほしいという声が多く上がっています。

② 町の方針

すべてのこどもが、自身にとっての「居場所」を確保できるよう、こどもの視点を大事にした新たな居場所づくりに取り組むとともに、すでに居場所となっている、放課後児童クラブや児童館、公園等についても、よりよい居場所となるよう取組を推進していきます。

③ 主な取組

取組	放課後児童クラブの充実
担当課	福祉課
取組内容	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、放課後や長期休暇等に適切な遊びの場及び生活の場を提供してその健全育成を図る事業です。</p> <p>本町では4か所で実施しており、今後も児童にとって安心・安全に過ごせるよう、児童や保護者のニーズに合った体制整備に努めます。</p>

取組	放課後子ども教室の充実
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	<p>放課後に小学校等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。</p> <p>本町では2校で実施しており、引き続き、今後もこどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p>

取組	子ども食堂の運営支援(再掲)
担当課	福祉課
取組内容	こどもの貧困対策や居場所づくりとして、子ども食堂に対する運営支援を検討します。

取組	こどもが安心して遊べる場所の確保
担当課	福祉課
取組内容	<p>児童館等の維持管理を適切に行ってますが、著しい経年劣化から自然災害時のリスクが増しています。今後、廃止及び隣接する施設との機能統合等も含めて総合的に検討していきます。</p> <p>また、こどもの健全育成のため、安全面に配慮した既存の公園の適正管理を行いつつ、安心して遊ぶことができる場所の確保を検討していきます。</p>

取組	総合コミュニティセンターの運営
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	<p>総合コミュニティセンターは令和2年12月の開館以来、町内外より多くの方に利用いただいています。今後もあらゆる世代が集い、繋がり、学び、継承する豊かな人づくりの場として図書館、公民館、子どもの広場等の整備に取り組むとともに、だれもが安心して利用できるよう、施設の運営に努めます。</p>

(6)こどもの心身の健康づくりの推進

①方針に対する考え方

こどもが、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談支援を行っていくことが必要です。

また、不登校や様々な心や身体の悩み・問題を抱えるこどもに対して、今後も継続的に支援を行っていくような体制づくりが必要です。

②町の方針

食育や運動、德育といったあらゆる面から、こどもが生涯を通して健康づくりに取り組むことができるよう、関係機関が連携し、取組を推進していきます。

また、命の大切さや親の役割を考える機会を設け、こころの健康づくりやSOSを発信しやすい環境づくりを推進していきます。

③主な取組

取組	健康づくりの推進
担当課	健康増進課
取組内容	<p>保育所等や小中学校等と連携し、こどもの頃から適切な生活習慣の定着を図るために知識の普及啓発や健診、健康教育等を「健康応援メニュー」として行っています。</p> <p>生涯を通じた健康づくりを推進するため、今後も芦北町健康づくり推進会(健康隊)、食生活改善推進員と連携をとり実施します。</p>

取組	食育の推進
担当課	健康増進課
取組内容	<p>子どもが「食」に関する知識や「食」を選択する力等を身につけ、生涯に渡り健全な食生活が実践できる力(生きていく力)を育めるよう、調理実習や行事食作り等の食育活動を実施しました。</p> <p>今後も芦北町健康づくり推進会(健康隊)、食生活改善推進員と連携をとり実施します。</p>

取組	学校における食育の推進
担当課	教育課
取組内容	<p>学校においては、安心・安全な栄養バランスの取れた給食の提供を行うほか、地元食材を使う地産地消の給食を提供します。さらに、学校栄養教諭が小中学校において食育指導を行い、食事についての正しい知識等を児童生徒に教育します。</p>

取組	給食費無償化事業の実施
担当課	教育課
取組内容	<p>町内の小中学校児童生徒の「給食費完全無償化」を実施しています。さらに町外の小中学校に通学する児童生徒の保護者に対しても給食費相当額となる給付金を交付しています。今後も、こどもの成長を社会全体で支えるという理念のもと事業を継続していきます。</p>

取組	こどもの体力の向上のための取組の推進
担当課	教育課
取組内容	<p>学校における体育の授業の充実や地域におけるスポーツ活動への参加等を推進しています。こどもたちが適切なスポーツ活動に継続して親しむことが出来る環境を確保するために部活動の地域移行等を推進していきます。</p>

取組	学校における道徳教育の推進
担当課	教育課
取組内容	<p>人としての生き方・在り方について書かれた「論語」について、素読等、各校において特色ある取組を行うことで、德育の推進を図っています。今後も德育推進のために各学校での取組を継続していきます。</p>

取組	性教育講座の実施
担当課	健康増進課
取組内容	<p>町内中学1年生を対象に、「赤ちゃんふれあい体験事業」として、妊娠や新生児について、また育児中の家族の思い等についての講話を実施しています。</p> <p>命の尊さや子育ての喜び、家族のきずな等の大切さを感じ、親の役割を考える機会を持つこと、また自分も親から育てられたことを理解し、命の大切さや自己肯定感を高めることができるように、各学校の養護教諭等と連携し、今後も継続して実施します。</p> <p>また、協力いただく保護者と赤ちゃんへの配慮を十分に行っていきます。</p>

(7) 安心して学ぶことのできる環境づくり

① 方針に対する考え方

体罰やいじめ等、学校における様々な問題への解決に向けて、関係機関と連携を図りながら適切な取組を推進することが必要です。

また、不登校のこどもに対して、専門家やその他関係機関の強化を図り、全てのこどもが適切な教育を受ける機会を確保できるよう、支援を充実させることが必要です。

② 町の方針

学校、地域、家庭等、こどもを取り巻く環境において、こどもがのびのびと安心して学ぶことのできる環境づくりを推進していきます。学校では、こどもの意見を取り入れた決まりの見直しや、いかなるこどもに對しても許されるものではない体罰等の根絶を徹底します。

また、スクールカウンセラーによる相談支援を充実させ、家庭と関わり合いながらこどもの悩みや不安に寄り添う取組を推進していきます。

③ 主な取組

取組	校則の見直し
担当課	教育課
取組内容	学校の校則(中学校:校則、小学校:決まり)については、各学校において定期的に見直しを行っており、中学校においては、生徒の意見も取り入れながら見直しを図り、時代に即した校則になるよう努めています。

取組	体罰や不適切な指導の防止
担当課	教育課
取組内容	体罰・不適切な指導のない学校づくりを進めるためには、児童生徒一人ひとりを大切にした指導、児童生徒に対する懲戒についての正しい理解、体罰や不適切な指導を起こさない意識の徹底、体罰や不適切な指導を防ぐ環境や組織づくり等について、校内において計画的にコンプライアンス研修を行っていきます。

取組	いじめ防止対策の強化
担当課	教育課
取組内容	いじめはどの学校においても、どのこどもにおいても起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を起こしうるという認識のもと、いじめや差別を許さない学校・学級づくりを目指し、いじめの未然防止と解消に向けて取り組んできました。これまでの取組をさらに充実させ、こどもが心豊かに安全・安心に生活ができるよう、一人ひとりの教職員の人権感覚を高めるとともに、組織的な対応を図ります。

取組	不登校の早期解消と未然防止
担当課	教育課
取組内容	<p>不登校等児童生徒の支援の幅を広げるため、校外教育支援センター（子ども自立支援室）の開室回数の増加や指導員の増員により、令和6年度から事業拡充を図っています。</p> <p>今後も継続して実施するとともに、「誰一人取り残されない学びの保障」、「個に応じた適切な支援」に向けて、関係機関と連携して更なる支援体制の充実を図ります。</p>

取組	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実
担当課	教育課
取組内容	<p>各学校担当のスクールカウンセラーが、悩みや不安を抱える児童生徒に対し、適切なカウンセリングを行うことで、こころの健康維持を図るとともに、教職員や保護者に対し、対象児童生徒の適応能力の向上を支援するために心理学的な助言、指導を行います。</p> <p>学校や家庭での生活において支援が必要な児童生徒に対しては、各学校担当のスクールソーシャルワーカーが、その家庭やそれらを取り巻く環境に介入し、調整しながら、支援する取組の充実を図ります。</p>

（8）教育の質向上の推進

①方針に対する考え方

こども大綱においては、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安心して他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摶を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとすることが求められています。

さらに、学校における働き方改革やデジタル化を進め、こども一人ひとりの可能性をのばすよう体制を整備することが必要です。

②町の方針

学校生活をより充実させ、将来を見据えた学びとなるよう、職業観の醸成や国際理解の促進等を図るとともに、ICT機器の活用等により、教職員の負担軽減やきめ細やかな指導に繋がる学習環境を整備していきます。

また、障がい児一人ひとりに応じて適切に対応できる体制づくりや人権教育に取り組み、全てのこどもがのびのびと学ぶことができる環境づくりを推進していきます。

③主な取組

取組	確かな学力の育成
担当課	教育課
取組内容	一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行いながら、ICT機器の活用等時代に合わせた学習環境を整備します。

取組	職場体験事業の充実
担当課	教育課
取組内容	<p>中学生のみならず、小学生の段階から職業観に対する意識の醸成を図っていき、そのための手段として、様々な職種による職業紹介・職業体験を行います。</p> <p>また、職業だけにとどまらず、専門学科を学ぶ高校生から話を聞いたり、一緒に体験学習を行うことにより職業観の醸成を図ります。</p>

取組	外国語教育の推進
担当課	教育課
取組内容	<p>小中学校において外国語教育により、語学力の向上や国際理解の促進を図っています。今後もALTの配置や英検受検補助制度を継続しながら英語力の向上を図り、将来、世界で活躍する人材の育成に努めます。</p>

取組	特別支援教育の実施(再掲)
担当課	教育課
取組内容	<p>障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、町立の小中学校における支援教室の設置や関係機関等との連携により、適切な教育的支援を行うために障がい理解等の研修等を充実し、障がい児に関わる全ての教職員が、専門的な知識を身につけ、障がい種別の多様化等に適切に対応できる体制の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。</p>

取組	支援体制の充実
担当課	教育課
取組内容	<p>特別支援学級に限らず、通常の学級に在籍する学習上・学校生活上の教育的支援を必要とする児童生徒へ支援をするため、各小中学校に特別支援教育支援員を派遣します。</p>

取組	学校における教職員の負担軽減
担当課	教育課
取組内容	<p>教職員分の教育用タブレット端末、授業支援用ソフト等の効果的な活用を推進し、校務のデジタル化による教職員の負担軽減を図っています。</p> <p>今後も教職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化・活発化できる環境を構築するため、校務支援システムの充実について検討を進めます。</p>

(9) こどもの進学や就労支援の充実

① 方針に対する考え方

全国的に、地方から都市部へ若者・女性の流出が問題となっています。本町の女性の就業率は全国や熊本県と比較して上回っていますが、高齢化・生産年齢人口の減少が進んでおり、本町で生まれ育った子どもたちが活躍できる環境づくりが必要です。

② 町の方針

子どもの進学支援や、就職の選択肢を広げる取組を進めるとともに、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していきます。

また、若者が長期的に地域の担い手として活躍できるよう、経済的支援等の定住・定着までの一貫した支援に取り組んでいきます。

③ 主な取組

取組	芦北高校総合支援事業の実施
担当課	企画財政課
取組 内容	葦北郡内唯一の高等学校である、県立芦北高等学校への進学等に係る支援策の充実を図り、生徒の確保に資するとともに、学校の魅力向上を図る取組を支援し、芦北高等学校の振興・発展に寄与することを目的とした事業の実施を図っていきます。

取組	IT企業の誘致の推進
担当課	商工観光課
取組 内容	若者の町内における就職の選択肢を広げるため、IT企業の誘致を進めていくとともに、誘致した企業が若者の就職の場となるよう、若者への企業の情報発信や人材育成を図っていきます。

取組	奨学金返還補助等の検討
担当課	企画財政課
取組 内容	若者を地域の担い手となる人材と捉え、本町への移住・定住を促進するため、奨学金の返還補助等の経済的支援を検討していきます。

取組	新規就農者への支援
担当課	農林水産課
取組 内容	果樹産地の維持に向けた新たな担い手を確保・育成するため、就農相談から就農定着までの一貫した効果的な支援を行っていきます。さらに新たに農業者経営を開始する者の経営の確立や就農後の経営発展のための資金助成や補助制度を行っていきます。

3. 子育て世代

(10)仕事と家庭の両立支援の充実

①方針に対する考え方

夫婦が相互に協力しながら子育てするとともに、職場がこれを応援し、地域社会全体で支援する社会を作るため、共働き・共育てを実現できる取組を推進することが必要です。

職場においては、性別を問わず、従業員が希望通り、気兼ねなく育児に関する制度を活用できるよう、仕事と子育てを両立する環境づくりが求められます。

また、地域社会全体において、あらゆる機会を通じて男女共同参画社会を正しく理解する啓発に取り組む必要があります。

②町の方針

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりの実現に向けて、企業と一緒にとなって、就労環境や組織風土の見直しを行うことにより様々なケースに対応していきます。

また、男女共同参画社会について広報・啓発を図ることにより、男性・女性ともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を推進していきます。

③主な取組

取組	職場における子育て意識の啓発
担当課	総務課
取組内容	「特定事業主行動計画」において、労働時間や就労形態等に関する制度の情報提供を充実し、各種制度の周知啓発を行うことで、事業所の意識向上を図ります。 今後も子育てに参加しやすい、育児休業の取得しやすい職場環境を促進し、多様な勤務形態の実現を推進します。

取組	男女の協力による子育ての推進
担当課	総務課
取組内容	「男女共同参画計画」を策定し、家庭、地域、職場において、家事や育児等の家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めています。 今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を行い、男女共同参画社会について正しく理解する広報・啓発に取り組みます。

取組	学校における教職員の負担軽減(再掲)
担当課	教育課
取組内容	教職員分の教育用タブレット端末、授業支援用ソフト等の効果的な活用を推進し、校務のデジタル化による教職員の負担軽減を図っています。 今後も教職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化・活発化できる環境を構築するため、校務支援システムの充実について検討を進めます。

(11)子育て世代への経済的支援

①方針に対する考え方

子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。

子育て等の経済的負担を軽減するため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施し、子育て世代が安心して子育て等を行える環境を整備する必要があります。

②町の方針

子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、18歳までの子ども医療費無償化や保育料無償化、副食費無償化、小・中学校の給食費無償化を継続して実施し、子育て世代を支援していきます。

また、それぞれのサービスが利用しやすいものとなるよう、その拡充にも努めています。

③主な取組

取組	児童手当の支給
担当課	福祉課
取組内容	0歳から高校生年代までの児童を対象に、経済的負担を軽減するため、児童を養育している人に児童手当を支給します。

取組	子ども医療費助成事業の推進(再掲)
担当課	福祉課
取組内容	子育て家庭の経済的な負担軽減及び児童の健全育成を図るため、年齢が満18歳になって最初の3月31日までに係る医療費の無償化を行っています。 子育てに関する経済的支援として、今後も継続的に取り組んでいくとともに、現物給付の適用範囲拡大等を検討していきます。

取組	保育料完全無償化の実施(再掲)
担当課	福祉課
取組内容	すべての子育て家庭に対して、平等に負担を軽減し、子育てしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの健全な育成を図るため、本町独自で保育料の完全無償化を実施しています。子育てに関する経済的支援として、今後も継続的に取り組んでいきます。

取組	給食費無償化事業の実施(再掲)
担当課	教育課
取組内容	町内の小中学校児童生徒の「給食費完全無償化」を実施しています。さらに町外の小中学校に通学する児童生徒の保護者に対しても給食費相当額となる給付金を交付しています。今後も、こどもの成長を社会全体で支えるという理念のもと事業を継続していきます。

取組	税負担の軽減
担当課	住民生活課
取組内容	子育て世代の負担軽減、次世代の育成支援のため、対象者へ出産前後の一定期間、国民健康保険料や国民年金保険料の免除を実施しています。また、国民健康保険税については、18歳以下のこどもに係る均等割額の減免を実施しています。 今後も子育て世代の負担軽減、次世代の育成支援のため、国・県等と連携し取り組んでいきます。

基本目標4 こどもや子育て世代が幸せに暮らすことができる地域をつくる

(1) こどもを犯罪や事故、災害から守る地域づくりの推進

① 方針に対する考え方

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、防犯・交通安全対策や防災対策等を進める必要があります。

また、子どもが犯罪、事故、災害等から、自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、体系的な安全教育を推進することが必要です。

② 町の方針

子どもが安心・安全に暮らすことのできる地域づくりのため、学校・地域・関係機関等が一体となって、安全教育や防犯活動、防災対策を推進していきます。

また、災害が起きた際、こどもや子育て世代が抱える不安を軽減する具体的な避難所運営の在り方を考え、支援を充実させていきます。

③ 主な取組

取組	学校における安全教育の推進
担当課	総務課
取組内容	子どもの安全確保のため、不測の事態に迅速に対応できる教職員の養成を図ります。 自然災害、交通安全、また不審者事案の面においても、こどもたちの生命、身体の安全を危険にさらす事態について、心構えにおける想定外を作らない取組を行っていきます。

取組	地域の防犯活動の推進
担当課	総務課
取組内容	公共施設等への防犯カメラの設置を推進するとともに、地域の実情に応じて防犯灯の設置を支援し、地域と一体となった防犯活動に努めています。 今後も継続的に町内の犯罪及び交通事故に対する抑止力の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

取組	教育・保育施設における防災対策の実施(再掲)
担当課	総務課 福祉課
取組内容	各保育所等及び小中学校については、要配慮者利用施設避難確保計画に基づいた年1回の訓練を実施しており、町においては毎月の避難訓練が適切に行われるよう、監査の際に指導を行っています。 今後も避難・救助・情報提供等、各分野でこどもに配慮した防災対策に努めるとともに、防災担当課や関係団体と連携します。

取組	こどもや子育て世代に配慮した避難所運営の推進
担当課	総務課 福祉課
取組内容	<p>各避難所へ小さいこども向けのミルクの備蓄及びプライバシーに配慮したテントの配備を行っています。</p> <p>今後もこどもや子育て世代に配慮できる避難所運営を行っていきます。</p>

(2)こども・子育て世代にとって魅力的な地域づくりの推進

①方針に対する考え方

全国的にも少子高齢化により人口減少が進行している中、若者の都市部への流出が問題視されています。地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけではなく、消費市場・地方経済が縮小する等、様々な課題が生じることから、こども・子育て世代の定住を推進することは、町にとって重要なものとなっています。そのため、子育て世代を含むすべての住民が安心して生活できる地域づくりを推進することが必要です。

②町の方針

こども・子育て世代が、本町に定住することを望み、安心してこどもを生み育てることができる環境を整えるため、子育て支援サービスの充実や子育て世代への経済的支援に加え、住宅環境の整備やこどもが安心して遊べる場所の確保についても検討していきます。

③主な取組

取組	子育て世代や若者の移住・定住の推進
担当課	企画財政課
取組内容	<p>空き家を活用した移住・定住への支援を行う他ほか、移住体験によって本町の暮らしを体験する取組を行っています。今後も地域の担い手となる子育て世代や若者への移住・定住を促進していきます。</p>

取組	住宅環境の整備
担当課	建設課
取組内容	<p>町営住宅の整備や建替えについて、子育て世代を含むすべての住民が安心して生活できる環境に配慮した住宅等の整備や改修等を行っています。</p> <p>今後も子育て世代の移住・定住を促進するような住宅修繕や改修の検討・実施に取り組みます。</p>

取組	安心してこどもを預けることができる環境の整備
担当課	福祉課
取組内容	こどもたちが安心して過ごせる環境を確保するため、保育所等の施設整備及び安全対策・防犯対策に対する支援に努めます。

第4章 施策の展開

基本目標4 こどもや子育て世代が幸せに暮らすことができる地域をつくる

取組	子育てバリアフリーの推進
担当課	建設課 福祉課
取組内容	<p>すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化を推進しています。</p> <p>今後も公共施設における託児室や授乳コーナーの設置、乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等、子育てバリアフリーの取組を推進します。</p>

取組	こどもが安心・安全に通学できる道路の整備
担当課	建設課 教育課
取組内容	<p>通学路安全プログラムを策定し、通学路の点検や危険箇所の選定を行っています。今後、通学路とわかるような工夫(スクールゾーンの標記、看板設置、色分け等)を行い、こどもにとって安心・安全な通学路となるよう施設の更新を図ります。</p>

取組	こどもが安心して遊べる場所の確保(再掲)
担当課	福祉課
取組内容	<p>児童館等の維持管理を適切に行ってますが、著しい経年劣化から自然災害時のリスクが増しています。今後、廃止及び隣接する施設との機能統合等も含めて総合的に検討していきます。</p> <p>また、こどもの健全育成のため、安全面に配慮した既存の公園の適正管理を行いつつ、安心して遊ぶことができる場所の確保を検討していきます。</p>

取組	総合コミュニティセンターの運営(再掲)
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	<p>総合コミュニティセンターは令和2年12月の開館以来、町内外より多くの方に利用いただいています。今後もあらゆる世代が集い、繋がり、学び、継承する豊かな人づくりの場として図書館、公民館、子どもの広場等の整備に取り組むとともに、だれもが安心して利用できるよう、施設の運営に努めます。</p>

取組	奨学金返還補助等の検討(再掲)
担当課	企画財政課
取組内容	<p>若者を地域の担い手となる人材と捉え、本町への移住・定住を促進するため、奨学金の返還補助等の経済的支援を検討していきます。</p>

(3) こどもの多様な遊び・学びの推進

① 方針に対する考え方

遊び・学びに繋がる体験活動において、町の自然や伝統、海外の文化等と触れ合うことは、心の安定や創造力を育む大切な要素となります。特に地方自治体においては、町独自の特別な経験が、おとなになったときの自信を高めることにも繋がります。芦北町の良さを知り、地域や社会に積極的に関わる人材の育成のためにも、家庭、地域、学校・保育所等における取組を推進することが必要です。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、多様な遊び・学びに関連して、推進していくことが必要です。

② 町の方針

こどもの豊かな心を育み、生活の場における多様な学びの機会を提供するため、関係機関と連携を図りながら、木育事業や本町の伝統を体験できる機会の提供、読書活動の推進に取り組みます。

また、異年齢や地域間の交流、国際理解を推進する講座やイベントといった具体的な取組を行い、こどもの多様な価値観を育む支援を推進していきます。

③ 主な取組

取組	木育事業の推進
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	町内に暮らすこどもたちに、木に触れ親しんでもらうことで、木材を身近に感じてもらい、木材利用推進を図るため、町産材を使用した木のおもちゃを1歳半健診時に贈呈します。

取組	町の伝統や文化を体験できる機会の充実
担当課	農林水産課
取組内容	芦北町の特色ある体験活動として、中学3年生を対象に「うたせ船」の伝統漁法及び太刀魚釣りの体験に加え、魚のさばき体験や塩づくり体験等に取り組んでいます。 今後も上記のような町の文化や伝統を体験できる事業を継続していきます。

取組	こどもの読書活動の推進
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	家庭や地域、学校等、様々な場面において、こどもが本に親しむ機会を提供し、読書意欲を高め、生涯にわたる読書習慣の体得を図ります。また、図書館や学校において多様で豊富な図書資料を充実させるとともに、図書館とボランティア、学校等とのパートナーシップによる取組により読書活動の推進を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標4 こどもや子育て世代が幸せに暮らすことができる地域をつくる

取組	こども向け講座やワークショップの充実
担当課	スポーツ・文化振興課
取組内容	<p>異年齢及び地域間の交流と、文化・芸術を体験し多様な価値観を育くむことを目的に子ども講座やワークショップにおいて体験活動を行っています。</p> <p>今後も子どもの健全育成のため、文化・芸術等の体験活動を推進していきます。</p>

取組	国際理解・国際交流の推進
担当課	企画財政課
取組内容	<p>国際理解・国際交流については海外への派遣事業や町内でのイベント等を芦北町国際交流協会と町が協働で行っています。</p> <p>町内に住む外国人は増加傾向にあることから、今後も町内における国際理解を推進していきます。</p>

第5章 子ども・子育て支援事業計画

～教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策～

1 教育・保育の提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2)芦北町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、芦北町全域を1区域として設定します。

(3)量の見込みと確保方策を設定する項目

子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援給付	①保育所 ②認定こども園 ③小規模保育	④家庭的保育 ⑤居宅訪問型保育 ⑥事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業等	①延長保育事業 ②放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） ③子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライト ステイ） ④地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター） ⑤一時預かり事業（在園児対象） ⑥一時預かり事業（保育所等） ⑦病児保育事業 ⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	⑨利用者支援事業 ⑩妊婦健康診査 ⑪乳児家庭全戸訪問事業 ⑫養育支援訪問事業 ⑬子育て世帯訪問支援事業 ⑭児童育成支援拠点事業 ⑮親子関係形成支援事業 ⑯妊婦等包括相談支援事業 ⑰乳児等通園支援事業 （子ども誰でも通園制度） ⑱産後ケア事業

2 量の見込みの算定について

(1)量の見込みの考え方

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっています。

本町では、アンケート結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出とともに、それに対応する確保方策を定めます。

〈児童の将来推計人口〉

単位:人	推計					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	55	48	45	42	38	37
1歳	64	56	49	46	43	39
2歳	53	62	54	47	44	41
3歳	63	53	62	54	47	44
4歳	76	64	54	63	55	48
5歳	65	75	63	53	62	54
6歳	68	64	74	62	52	61
7歳	101	70	66	76	64	54
8歳	97	98	67	63	73	61
9歳	90	96	97	66	62	72
10歳	91	90	96	97	66	62
11歳	117	91	90	96	97	66
12歳	107	116	90	89	95	96
13歳	125	108	117	91	90	96
14歳	128	125	108	117	91	90
15歳	120	127	124	107	116	90
16歳	130	118	125	122	105	114
17歳	133	129	117	124	121	104
0-5歳	376	358	327	305	289	263
6-11歳	564	509	490	460	414	376
12-17歳	743	723	681	650	618	590
0-17歳 計	1,683	1,590	1,498	1,415	1,321	1,229

資料:住民基本台帳(コーホート変化率法を用いて算出)

3 子ども・子育て支援給付

(1)施設型給付

町内においては、私立保育園5園、認定こども園2園にて、幼児教育や保育等を実施します。

事業名	担当課	内容
保育所	福祉課	保育所において、保護者の仕事や病気等の理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって保育を行う事業です。
認定こども園	福祉課	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等の支援を行う事業です。

(2)地域型保育給付

現在は、町内での実施がありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

(3)教育・保育量の見込みと確保方策

◆実績

教育事業 【1号認定】	単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	利用状況	22	19	18	16	16
	確保状況	17	17	17	17	17

保育事業 【2号認定 (3~5歳)】	単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	利用状況	273	276	250	216	201
	確保状況	291	290	267	261	220

保育事業 【3号認定 (0歳・1、2歳)】	単位:人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	0 歳	利用状況	53	60	61	45	44
		確保状況	53	53	49	47	44
	1、2 歳	利用状況	151	112	115	121	114
		確保状況	181	181	167	164	137

■認定区分について

1号認定:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前のこども

2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

3号認定:満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前のこども

◆量の見込み及び確保方策

認定区分 量の見込み 確保方策	令和7年度						
	3~5歳			0歳	1歳	2歳	
	1号	2号		3号			
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	3号			
量の見込み	15	0	186	45	55	51	
広域利用:他市町村からの 受入児童分	0	水俣市:1 津奈木町:1		津奈木町:1			
合計	15	188		152			
確保 方策	教育・保育施設(定員数)	15	191		149		
	保育所	136		31	34	39	
	幼稚園	0					
	認定こども園	15	55		8	17	20
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)	0		0	0	0	
	広域利用:自町の 居住児童分	0	八代市:6 水俣市:3		八代市:2 水俣市:2		
	合計	15	200		153		
	確保方策-量の見込み	0	12		1		

認定区分 量の見込み 確保方策	令和8年度						
	3~5歳			0歳	1歳	2歳	
	1号	2号		3号			
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	3号			
量の見込み	14	0	174	40	50	53	
広域利用:他市町村からの 受入児童分	0	水俣市:1 津奈木町:1		津奈木町:1			
合計	14	176		144			
確保 方策	教育・保育施設(定員数)	15	188		142		
	保育所	136		31	34	39	
	幼稚園	0					
	認定こども園	15	52		8	14	16
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)	0		0	0	0	
	広域利用:自町の 居住児童分	0	八代市:6 水俣市:3		八代市:2 水俣市:2		
	合計	15	197		146		
	確保方策-量の見込み	1	21		2		

認定区分 量の見込み 確保方策	令和9年度							
	1号	3~5歳		0歳	1歳	2歳		
		2号 幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	3号				
量の見込み	13	0	162	37	45	48		
広域利用:他市町村からの 受入児童分	0	水俣市:1 津奈木町:1		津奈木町:1				
合計	13	164		131				
確保 方 策	教育・保育施設(定員数)	15	170		130			
	保育所	118		28	30	34		
	幼稚園	0						
	認定こども園	15	52		8	14	16	
	地域型保育事業			0		0		
	企業主導型(地域枠)	0		0		0		
	広域利用:自町の 居住児童分	0	八代市:6 水俣市:3		八代市:2 水俣市:2			
合計	15	179		134				
確保方策-量の見込み	2	15		3				

認定区分 量の見込み 確保方策	令和10年度							
	1号	3~5歳		0歳	1歳	2歳		
		2号 幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	3号				
量の見込み	12	0	152	34	42	43		
広域利用:他市町村からの 受入児童分	0	水俣市:1 津奈木町:1		津奈木町:1				
合計	12	154		120				
確保 方 策	教育・保育施設(定員数)	15	156		124			
	保育所	104		26	29	31		
	幼稚園	0						
	認定こども園	15	52		8	14	16	
	地域型保育事業			0		0		
	企業主導型(地域枠)	0		0		0		
	広域利用:自町の 居住児童分	0	八代市:6 水俣市:3		八代市:2 水俣市:2			
合計	15	165		128				
確保方策-量の見込み	3	11		8				

認定区分 量の見込み 確保方策	令和11年度					
	3~5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号 幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	3号		
量の見込み	11	0	143	32	39	40
広域利用:他市町村からの 受入児童分	0		水俣市:1 津奈木町:1		津奈木町:1	
合計	11		145			112
教育・保育施設(定員数)	15		151			119
保育所			104	26	29	31
幼稚園	0					
認定こども園	15		47	8	12	13
地域型保育事業				0	0	0
企業主導型(地域枠)			0	0	0	0
広域利用:自町の 居住児童分	0		八代市:6 水俣市:3		八代市:2	水俣市:2
合計	15		160			123
確保方策-量の見込み	4		15			11

提供体制、確保策の考え方

施設	施設数	定員(合計)
私立保育園	5園	240人
認定こども園	2園	1号 15人 2、3号 100人

1号認定及び2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い)の見込み量については認定こども園(定員15人)で対応し、その他の2号認定及び3号認定の見込み量については、私立保育園5園(定員240人)と認定こども園(定員100人)で対応します。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

今後も、児童数の減少が見込まれるため、利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討していきます。

また、年度途中の入所希望等により保育ニーズが増加した場合は、各施設と協議を行いながら対応していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業等

(1) 延長保育事業

◆概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

◆実績

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	177	162	123	154	154
確保状況	300	300	300	300	300

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、町内7箇所で実施しています(補助金対象外も含む)。

見込み量は、過去5年間の実績を基に利用率を見込み、推計児童数に乗じて算出しました。

保護者の就労支援の意味からもニーズの高い事業と考えているため、確実な提供体制を確保していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	124	118	108	101	95
②確保方策	210	210	210	210	210
②-①	86	92	102	109	115

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

◆概要

保護者が労働等により放課後、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

◆実績

単位:人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利 用 状 況	小学1年	40	35	39	40	49
	小学2年	18	25	21	20	26
	小学3年	14	18	15	15	11
	小学4年	8	5	5	4	6
	小学5年	0	1	3	4	1
	小学6年	0	0	0	2	0
	合計	80	84	83	85	93
確保状況		110	110	110	113	116

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、町内4箇所で実施しています。

児童数は減少傾向にありますが、保護者の働き方の変化等により、本事業のニーズは高まっています。

見込み量は、過去5年間で利用率が上昇していることから、今後も利用率が上昇することを想定し、設定しています。そのため、確保方策についても、見込みに対応できるよう現状を維持していく想定です。

単位:人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	37	39	50	47	43
	小学2年生	30	23	25	32	31
	小学3年生	13	14	10	10	13
	小学4年生	7	8	9	7	8
	小学5年生	1	1	1	1	1
	小学6年生	1	1	1	1	1
	①合計	89	86	96	98	97
②確保方策		116	116	116	116	116
②-①		27	30	20	18	19

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

◆概要

ショートステイは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、緊急一時的な保護(ショートステイ)を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事等の理由で、一時的に平日の夜間又は休日(日・祝)の日中に不在の場合、宿泊を伴わない形で児童養護施設等にて、預かる事業です。

◆実績

単位:人日／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	0	0	15	4	13
確保状況	14	14	14	14	14

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、町外の事業所に委託しています。

委託先の事業所が送り迎えのサービスを始め、少しずつ利用が増加しているため、今後も一定のニーズがあることを見込み、確保方策を設定しました。

単位:人日／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保 方策	ショート ステイ	21	21	21	21
	トワイライト ステイ	28	28	28	28
②-①	34	34	34	34	34

(4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

◆概要

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆実績

単位:人／月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	45	50	7	70	53
確保状況	300	300	300	450	450

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、町内2箇所で実施しています。

令和2年度～令和6年度にかけては200人以上の利用を見込んでいましたが、子どもの数の減少により、見込みと実際の利用量の差が大きくなっていると考えられます。

実態に合わせた見込みとなるよう、過去2年間の実績を基に利用率を見込み、推計児童数に乗じて算出しました。確保方策については、実態に即した計画値となるよう、調整を検討します。

単位:人/月	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	56	54	49	46	43
②確保方策	450	450	450	450	450
②-①	394	396	401	404	407

(5)一時預かり事業(在園児対象)

◆概要

幼稚園や認定こども園における預かり保育による昼間の一時預かりを実施する事業です。

◆実績

本町では、令和6年度まで事業実施には至っておりません。

◆量の見込み及び確保方策

在園児を対象とした一時預かりについては、町内の幼保連携型認定こども園が1号の教育時間を9時～16時に設定されていることから、事業の必要性は低いと考え、見込みを0としました。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定・ 2号認定に よる利用	①量の見込み	0	0	0	0
	②確保方策	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0

(6)一時預かり事業(保育所等)

◆概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業です。

◆実績

単位:人日／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	50	123	60	96	100
確保状況	280	280	280	280	280

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、町内7箇所の保育所等で実施しています。

令和5年以降、対象人口(0～5歳)に対する利用率が増加しているため、過去2年間の実績を基に利用率を見込み、推計児童数に乗じて算出しました。また、近年は町内居住者の利用よりも、里帰り出産の利用が増加傾向にあります。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等	①量の見込み	90	86	78	73
	②確保方策	245	245	245	245
	②-①	155	159	167	172

(7)病児保育事業

◆概要

保護者が就労等により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等をする事業です。

◆実績

本町では、令和6年度まで事業実施には至っておりません。

◆量の見込み及び確保方策

今後、社会資源の把握に努め、広域連携を視野に入れた検討等も含め、事業実施を検討していきます。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

◆概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆実績

本町では、令和6年度まで事業実施には至っておりません。

◆量の見込み及び確保方策

本町では、ニーズが低いと考えられることから見込みを0としました。

今後の事業実施については、利用ニーズに応じて検討していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(9)利用者支援事業

◆概要

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆実績

本町では、事業は実施していませんが、小規模自治体であることから、教育・保育関係の相談を福祉課窓口で対応しています。

◆確保方策

今後も福祉課窓口において、その機能を果たせるよう体制を維持していきます。

単位:か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	子育て支援相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	0	0	0	0

(10)妊婦健康診査

◆概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が利用する県内外の産婦人科医療機関等と連携し、事業を実施しています。

◆実績

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	122	103	100	88	80
確保状況	122	103	100	88	80

◆量の見込み及び確保方策

今後も妊娠の届出を行った妊婦に対し、適切な時期に受診できるよう勧奨しながら、事業を実施しています。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	65	59	54	49
②確保方策	72	65	59	54	49
②-①	0	0	0	0	0

(11)乳児家庭全戸訪問事業

◆概要

子育てる人の孤立を防ぐために、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆実績

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	80	63	66	52	56
確保状況	80	63	66	52	56

◆量の見込み及び確保方策

本町では、現在、健康増進課地区担当保健師4名で訪問を実施しています。

見込み量は、各年度の0歳児推計人口を対象者数として、設定しています。

今後も現体制を維持し、転入者を含むすべての生後4カ月までの乳児のいる家庭について、周知を徹底し、事業を実施していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	48	45	42	38
②確保方策	55	48	45	42	38
②-①	0	0	0	0	0

(12)養育支援訪問事業

◆概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆実績

健康増進課、福祉課等の関係部署が連携をとり支援を実施できるよう体制を整えていますが、該当ケースがこれまでない状況で実績が0人となっています。

◆量の見込み及び確保方策

今後も利用は0と見込みますが、利用ニーズに合わせた対応ができるよう、現体制を維持していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(13)子育て世帯訪問支援事業

◆概要

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

◆実績

本事業は、国において新たに創設された事業であるため、現時点では事業を実施しておりません。

◆量の見込み及び確保方策

今後はニーズと社会資源の把握に務め、事業実施を検討していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(14)児童育成支援拠点事業

◆概要

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

◆実績

本事業は、国において新たに創設された事業であるため、現時点では事業を実施しておりません。

◆量の見込み及び確保方策

今後はニーズと社会資源の把握に務め、事業実施を検討していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(15)親子関係形成支援事業

◆概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

◆実績

本事業は、国において新たに創設された事業であるため、現時点では事業を実施しておりません。

◆量の見込み及び確保方策

第3期芦北町障がい児福祉計画に基づき実施している、ペアレントトレーニング事業と連携を取りながら対応していきます。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(16)妊婦等包括相談支援事業

◆概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

これまで伴走型相談支援として実施していた事業を、令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて実施するものです。

◆実績

本事業は、令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて実施します。

◆量の見込み及び確保方策

妊娠届出時、妊娠後期(8か月後頃)、出産後の計3回、面談を実施していきます。

単位:回・組	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	妊娠届出数	60	57	54	51	48
	①面談実施合計回数	180	171	162	153	144
	②確保方策	180	171	162	153	144
	②-①	0	0	0	0	0

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

◆概要

保育施設等に通園していない0歳6か月以上満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度です。

◆実績

本事業は、国において令和7年度から制度化される新規事業で、令和8年度には全市町村で実施されることになっています。

◆量の見込み及び確保方策

本町では、令和7年度から当該事業の実施を目指すことで、早期の子育て支援体制の整備と本格実施後の適切な対応に資すると考え、実施します。

見込み量は、国の算出方法に基づき推計しています。

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

(18)産後ケア事業

◆概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

本事業は、令和2年度から母子保健法に基づき実施していましたが、令和7年度より、子ども・子育て支援法に基づいて実施するものです。

◆実績

単位:回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用状況	0	2	0	5	0

◆量の見込み及び確保方策

量の見込みは、過去の実績を踏まえ、設定しています。今後もニーズの把握に努め、確保方策を検討していきます。

単位:回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	13	12	11	10
②確保方策	14	13	12	11	10
②-①	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

(1)家庭の役割



家庭(保護者)は子どもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、子どもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2)地域の役割



子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3)企業・職場の役割



企業・職場は、仕事と家庭の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要であり、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。両立を支援する制度の普及・定着や働き方の見直し等、男女共に子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備に努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4)行政の役割



行政は、子どもや子育て世代等に対する支援として保健・医療・福祉、教育、生活環境等の多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行います。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携のもと、施策・事業等の計画的な推進を図ります。

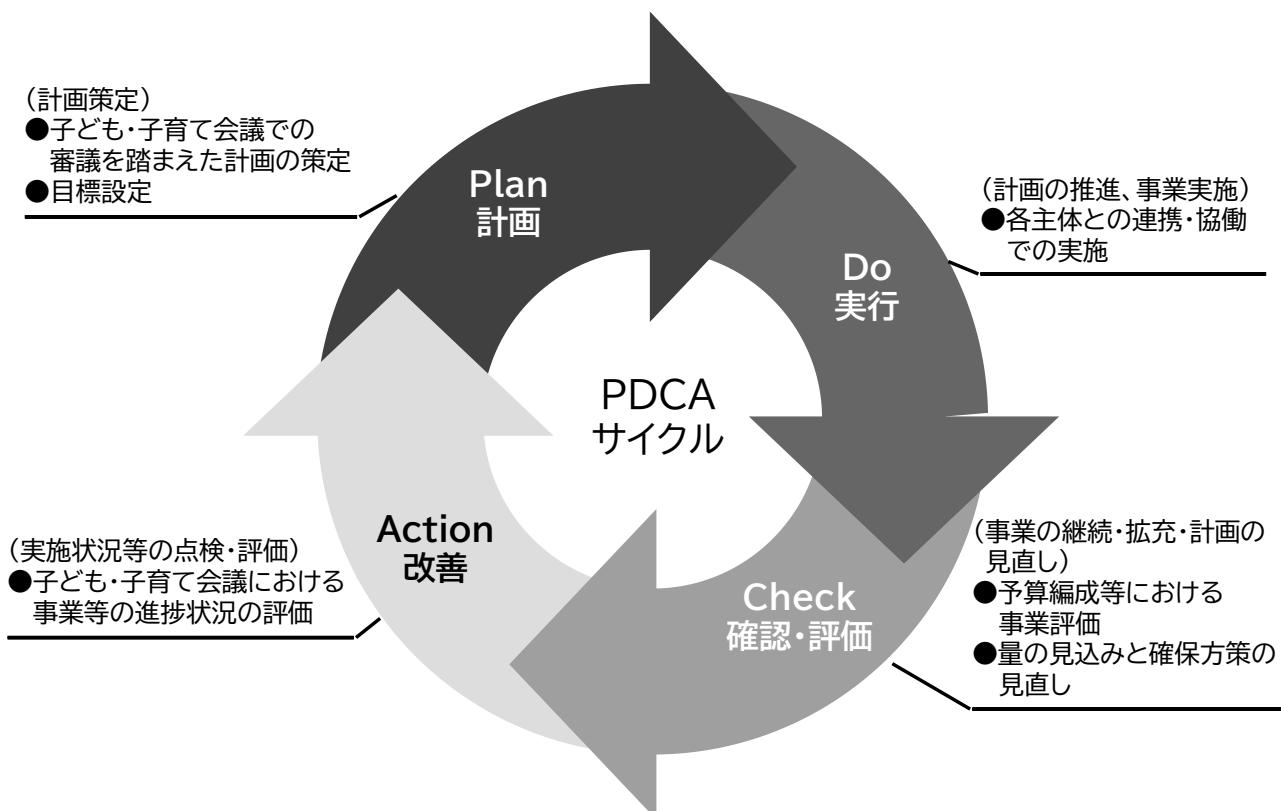
2 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「芦北町子ども・子育て会議」において、「こども計画」に基づく施策の実施状況について点検・評価を行い、委員の意見を踏まえ、施策の改善に繋げていきます。

なお、第5章「子ども・子育て支援事業計画」の2「子ども・子育て支援給付」3「地域子ども・子育て支援事業等」については、年度ごとの進捗状況を踏まえ、翌年度以降の量の見込みと確保方策の見直しを適宜行いながら、事業を実施していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年度を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等をホームページ等で公表します。

図表38:PDCAサイクル



資料編

※ここでは、委員名簿等を参考資料として掲載予定です。

**芦北町こども計画
(令和7年度～令和11年度)**

発行年月：令和7年3月

発行：芦北町 福祉課

〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015

電話：(0966)82-2511

<https://www.town.ashikita.lg.jp/>
